

第4章 目黒地域の歴史文化

第1節 予土国境の歴史風土

(1) 四国西南地方の風土と目黒

1) 四国西南地方の風土

必ずしも領域は明確ではないが、四国西南地方とは、愛媛県南予地方と高知県幡多地方を合わせた地域である。この地方は、山がちで人口も少なく集落が分散し、交通も不便なところから高度経済成長期の恩恵に浴さず、工業地帯の誘致もなかった。

気候的には、温暖多雨であるものの愛媛県側には大きな河川がなく、干ばつにしばしば見舞われた。この課題を解決するため、渡川（現四万十川）にダムを建設し、愛媛県側に分水を求める構想が起こったが、高知県が強く反発し、両県の県民感情にしこりを残した。結局、四万十川にはダムの適地がなく、住民の反対にもあったことから実現しなかった。また、台風の進路にあたり、気象災害も多く、四万十川、肱川ではしばしば洪水被害にあった。

愛媛県側沿岸部はリアス海岸であり、かつては段々畑の甘藷栽培とイワシ漁で知られていたが、現在は柑橘栽培、魚類・真珠養殖業に引き継がれ、日本有数の産地となっている。

四国西南地方南部においてはカツオ漁などが知られている。これらは高知県沖合を流れる黒潮の影響が大きい。このように海岸部においては、第一次産業が盛んであるが、内陸部においては特筆すべきものが少ない。

四国西南地方は、工業の発展や都市の発達からは取り残された感があるものの、かえって、それぞれの地域の伝統文化や自然が色濃く残されることになった。自然については、海岸部を中心として足摺宇和海国立公園に指定されている。また、四万十川は、繰り返しダム建設構想が頓挫し、治水対策に莫大な費用を要し、利用価値の乏しい川となっていたが、結果的に清流が保たれ、「日本最後の清流」として、貴重な財産となっている。

四国西南地方は、それぞれの風土による生業が残されているところから、「四万十川流域の文化的景観」（6地区）、「遊子水荷浦の段畑」、「奥内の棚田及び農山村景観」、「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」と重要文化的景観選定地区に恵まれている地域である。

2) 予土国境、鬼北盆地の風土

目黒地域が属する松野町は、南予地方内陸部の鬼北盆地にあり、県内最小の自治体である。宇和島市の生活文化圏に属し、鬼北地域（旧三間町、旧広見町、旧日吉村、松野町）と呼ばれるなかの1地域である。宇和島市へはJR予土線、国道320号で結ばれており、通勤も可能である。

鬼北盆地は四万十川支流の広見川流域にあたる。古くは伊予国と土佐国とに分かれ、現在も愛媛、高知両県の県境である。地形的にも障壁がある。広見川と本流四万十川の合流点は高知県四万十市江川崎であるが、江川崎から広見川をさかのぼると途中に狭い峡谷地帯があり、無住の地であることから、鬼北盆地とはっきり境界が示される。鬼北盆地に入ると、四万十川特有の景観である蛇行と狭い峡谷は松野町までであり、鬼北町に入ると景観が一変する。こういう地理的歴史的事情から、高知県の四万十川流域とは別の文化や風土が形成されたと言える。

四万十川が脚光を浴びると、流域はその保全や観光に力を入れたが、愛媛県側の支流広見川流域では、歴史的とも言える水田の圃場整備事業を完成させ、河川及びその周辺の景観を一変させた。鬼北盆地は谷底平野が広がり、穀倉地帯である。

西端の旧三間町は山村ではなく農村の景観を示す。この地方は水源が乏しく、ため池を多く作って稲作を行ってきた。この稲作地帯から排出される代かき、田植えの排水が広見川を下り、四万十川との合流点から目に見える濁水となって本流に流れ込み、水質悪化の一因となっている。古くには愛媛県の渡川分水要求問題があり、支流広見川流域と四万十川本流域（高知県）の連帯感は乏しい状態となっている。

松野町は鬼北盆地の東部にあり、四万十市と境を接している。谷底平野が広がり、台地には茶や桃の栽培が見られる。

水田卓越型の山村であり、平地の乏しい四万十川流域とは景観を異にしている。しかし、四万十川特有の蛇行は広見川においても見られ、松野町の延野々や吉野、真土は蛇行により形成された河岸段丘上に集落や農耕地が展開している。

3) 目黒地域の風土

目黒地域は、松野町の中心地から地蔵峠を越えたところにあり、他の地域からは独立した位置にある。谷間に開けた土地であり、中心を目黒川が流れている。谷間の両側には、高知県境側においては1,000m級の山々が、愛媛県側は400～600m級の山々が連なっている。谷底平野が広がっており、水田耕作と山地を利用する多様な生業によって維持されてきた農山村である。近代においては水田を多数所有する大地主が何軒もあった。

下流は高知県四万十市西土佐大宮と接している。大宮は目黒と地形的に似ており、通婚も盛んでひとつの地域のようになっている。目黒川は大宮を通過すると、四万十川特有の蛇行を示し、ほとんど平地もなく、人家もまばらとなる。そして、西土佐津野川にて本流に合流する。

目黒川の上流域には、滑床溪谷（行政区としては宇和島市部分が多くを占める）と言われる景勝地がある。松野町は、発足した当初からこの滑床溪谷を観光の主軸に据え開発を行ってきた。「森の国」をキャッチフレーズにするのはこの溪谷があるからである。

観光開発以前は、国有林事業を主とする林業地として栄えてきた。住民の多くは水田耕作の傍ら営林署の事業にも雇われ、暮らしを営んできた。明治期から伐採と植林を繰り返し、現在は一通り終え、自然休養林、足摺宇和海国立公園として、自然豊かな森林美を誇示している。

昭和40年代、目黒全体の植林が終わり、営林署の事業が一段落すると、出稼ぎが盛んとなった。松野町は桃栽培で活路を見いだしたが、目黒の気候は桃栽培に向かず、柚子、栗、梅などを栽培した。

山向こうの黒尊溪谷は、「四万十川流域の文化的景観下流域の生業と流通・往来」の選定地区となっている。目黒同様に林業で栄えた地域であり、目黒、黒尊共に森林軌道跡が残っている。この面からは、目黒も四万十川流域の文化的景観のひとつという考え方もできる。しかし、目黒地域は広見川と同様の谷底平野が発達しており、稲作中心の鬼北盆地のひとつとしてとらえることが妥当である。目黒は、土佐から宇和島へ山越えで物産を運ぶルートの中継地であり、宇和島とも松丸（松野町中心部で商業地）とも徒歩半日の行程にあったところから、昔から山奥というイメージはない。林業で栄えたところから、豊富な森林資源を持つ裕福な村とされた時代もあった。

目黒には、寛文5年（1665）作成の目黒山形（木彫りの模型）及びその関係資料が保存されており、17世紀中葉の山林の植生や村の屋敷配置、田畑、道などが読み取れる。今日まで、豊富な森林資源を保ちながら、水田耕作を中心として炭焼きや製材などを副業として暮らしてきた生活の痕跡をたどることができる。

目黒は、鬼北地域の農山村の歴史的景観が読み取れる貴重な地域となっている。また、四国西南部に広がる林業地帯の歴史的変遷を残す景観ともなっている。

（２）目黒の開村伝承と伊達氏入部以前の歴史

１）中世以前の目黒

目黒川下流域の高知県四万十市西土佐大宮地区においては、大宮・宮崎遺跡など川沿いに複数の縄文遺跡が確認されている（西土佐村教育委員会 1999）。また、松野町の広見川沿いには延野々の広福寺遺跡、蕨生の真土遺跡、隣接する鬼北町には奈良川沿いに岩屋遺跡等からそれぞれ縄文時代の遺構や遺物が発見されている。目黒地域においては、現在のところ同時代の遺跡は発見されていないが、周辺の状況から遺跡が存在する可能性はある。

室町時代になると人が居住するようになった。そのいきさつについて、目黒村で代々組頭を務めた渡辺家の家記である「善紀暦以来年代記」は2つの伝説を伝えている。

「八殿八女郎という八組の夫婦がこの地にやってきて住み着き、坪ノ内に屋敷を建て、上城戸、下城戸の両門を構えた。田の用水は、若山谷の三ノ渡瀬から弥治郎瀬まで地溝で引いてきた。飲用水は、山神宮の下脇から、樋を六本かけて引いてきた。よってこの谷を六樋谷と今でも言う」と記されている（図4-1-1）。

史実としては確認できないが、関連する地名については現在も残っており、屋敷を構えたとされる坪ノ内は、現在の目黒地域の中心地である。また、開祖の墓と伝承される五輪塔（建徳寺）が現存している。この五輪塔は代々の庄屋が供養してきたと推測される。坪ノ内（現在の建徳寺の下あたり）は、最も良い土地柄がであり、近世においては庄屋宅があった。農耕に適した場所である。この六樋谷の谷水は、松野南小学校がこの地（建徳寺の場所）にあった時代には、学校の生活用水として利用されていた。水田用水は、目黒川本流に井手を作り、河岸段丘上（坪ノ内、弥次郎瀬）に水路を引いてきた。若山谷の三ノ渡瀬は、現在の殿井手^{おおい}となつて現在も使用されている（図4-1-1）。

もう1つの伝説は、目黒の地名の語源となった大治、名元^{なもと}という2名の者が登場する。

「大治と名元は、目黒の奥深くに住み、獣を狩って暮らしていた。その容姿は獣同然であった。先の八殿の一人が、大治と名元を供に連れて、河後の森城主に目通りをした。3人が帰った後、先ほどの獣のような者たちは、名前も住むところも知れなかったが、目ばかり黒く目立ったので、目黒三人とせよと城主が言い、帳面に記された。以後、ここを目黒というようになった。」と記される。

目黒は伊予国であり、東西方向に走る山嶺が予土国境線となり、山向こうを土佐国の黒尊になる。クロという言葉には、盛り上がって境界を示す畔（くろ）の意味があるのではないかと想像される。

その後の開拓は、現在、螢の畦道のライトアップイベントを行う段丘上（長崎）に、弥次郎瀬から井手を引いて水田化し、他方、上目黒、国木谷へと水田を開いていったと思われる。



図 4-1-1 坪ノ内付近の開村伝承に関わる地名・地点

2) 中世から近世初頭の目黒

中世の様子は江戸期に書かれた文献から推測できる。延宝9年(1681)成立とされる『吉田領寺社古記並古城跡之覚書』(以下『吉田古記』と略す)、「毛利氏歴要紀畧」、「善紀暦以来年代記」があげられる。これらの文献から、寺社関係を主として書き出したのが表4-1-1である。江戸時代前半に庄屋職、後半に山横目を勤めた毛利家の家記である。毛利氏は山争論の当事者である。明治期になって古文書を整理してまとめられたもので、もともとなる文書は残っていない。親族関係や世相の記事が中心となり、出来事については年代的な誤りも見られる。

『吉田古記』によると、16世紀初頭には渡辺氏が有力者として居住していたことがわかる。河後森城主と同じ渡辺姓を名乗っているが、一族ではないようである。「宇和郡記」(『吉田古記』に所収)では、河原淵渡辺氏の支配下に、目黒市正いちまさが記載されているが、渡辺氏のことである(図4-1-2)。大永7年(1527)、渡辺清宗は朝辺城におり、三島神社を再興した。朝辺は予土国境に位置しており、国境守備として城が築かれたことが想像される。三島神社は、坪ノ内(現在の建徳寺付近)にあった。三島神田が国木谷川の支流、堀木谷川にあった。

清宗は、さらに上目黒蔵王大権現、野之北新田五社大明神も再興した。この当時、松野町域全体でも社寺の建立や寄進がいくつか見られる。

土佐中村領主一条氏は、永禄8年(1565)から天正2年(1574)頃までしばしば宇和郡に侵攻してきた。国境に位置する河原淵領主渡辺教忠は、土佐一条氏の血縁で養子として城主に迎えられていた。そのため城にこもって抗戦せず、土佐勢を通過させた。その結果、内通者として厳しく糾弾されることとなり、窮地に立たされた。結局、人質を出して伊予側から許された。天正10年(1582)頃には、実権を家臣の芝氏に奪われることになった。

土佐一条氏を追放した長宗我部元親は伊予攻略を目指して軍を送ってきた。天正3年(1575)には河原淵へ侵入した。寄せ手が一条氏から長宗我部氏に変わったことにより、今度は河後森城主の渡辺氏も抗戦した。しかし、土佐勢にはかなわず、天正5年(1577)頃には降伏した。「善紀暦以来年代記」によると、この頃の戦いは目黒にも及び、渡辺清宗の子市正清光も、長宗我部氏に下っている。

天正12年(1584)頃、伊予国南部全体が長宗我部氏の支配下となったが、天正13年(1585)の豊臣秀吉の四国征伐により、長宗我部氏は和議を結び、伊予国は小早川隆景らが治めるところとなった。天正15年(1587)、宇和郡は戸田勝隆の領地となった。戸田氏はかつて宇和郡の盟主的存在であった西園寺公広を誅殺し、旧勢力の一掃をはかった。また、朝鮮出兵の準備のため激しい搾取を行ったと伝えられている。戸田勝隆は朝鮮で病死し、家は断絶した。

目黒の在地領主渡辺清光の嫡子左吉(当時18歳)は、戸田勝隆に徴兵され、高麗へ出陣したが、大坂まで引き上げたところで病死した(「善紀暦以来年代記」)。渡辺氏は、江戸時代に入っても4、5軒の譜代家来を持ちながら存続していくことになる。江戸期には組頭を勤めた。

戸田氏の後は、藤堂高虎が宇和領主となった。藤堂は慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの際、旧河後森城主芝氏がかつて長宗我部氏(西軍)と通じていたことから、蜂起を恐れて一族を滅ぼした。慶長9年、河後森城の天守が、板島(宇和島)城の月見矢倉として移された。

慶長13年(1608)、富田信濃守知勝が宇和郡の領主となった。吉野村(現松野町吉野地域)の地頭毛利氏が目黒村の庄屋を命ぜられ、毛利内蔵進方元が赴任してきた。毛利氏はかつて延野々の古井城主であり、大江氏を名乗った時期もあったとされる(「毛利氏歴要紀畧」)。戦国期の在地領主が庄屋になっていくことはしばしば見られた。目黒村最後の庄屋土居氏も、戦国時代三間大森城主であった土居清良の子孫である。



図4-1-2 渡辺市正と伝わる墓

その後富田氏は改易されて天領となり、藤堂氏が再び預かった。慶長19年（1614）、伊達政宗の長子伊達秀宗が宇和郡10万石を与えられた。

2代庄屋毛利兵左衛門が山論の時に、昔の目黒村域について記している。それによると、昔は目黒7村といい、野之北、朝鍋、国木谷、弥二郎瀬、西野川、上目黒、藤ヶ生があった。それぞれに名元と呼ばれる長がいて、さらに7村をまとめる者を保頭といい、市正（渡辺氏）の家が代々勤めていたと述べている。

これに従えば、江戸時代以前から、現在の範囲にすでに人が住んでいたことになる。藤ヶ生については、2代兵左衛門の時代には、「古田の跡有り」（目黒山形に貼り紙あり）という無住の状況となっていた。以後江戸時代に再開拓が行われたが、現在は再び山林となっている。

表 4-1-1 中世より18世紀までの目黒寺社年表

年 代	内 容
永正4年（1507）	三島大明神上棟（古記）
大永7年（1527）	三島神社再興（古記）。渡辺源正忠清宗、朝辺城駄馬に住み、三島神宮社を建立。同年境目権現も建立（年代記）※境目とは予土国境のこと
元亀3年（1572）	三島神社再興（古記）
宝永2年（1625）	三島神社再興（古記）
天文4年（1535）	上目黒蔵王権現を渡部忠源氏朝臣清宗が再興（年代記、古記）
天正4年（1576）	野之北新田五社大明神を三河守渡部源氏清光が再興（年代記）※清宗の子が清光
元和7年（1621）	伊達秀宗、山家清兵衛の追善供養を行う。目黒村も山家社という小さな祠を建てる。6月29日を祭礼日とする。（紀畧）
承応3年（1654）	承応2年、伊達秀宗、和霊大明神を建立。目黒もそれに合わせて神社名を同じにし、祭日も6月24日に合わせる。（紀畧）
寛文の頃	山公事に際して、長尾下山口より二丁山中に入り、一丈四面の天狗堂を藩が建立（年代記）
延宝2年（1674）	建徳寺建立。大旦那毛利氏十左衛門金清（古記） ※紀畧では4代庄屋毛利重左衛門重清に該当する。紀畧に建徳寺建立の記事は無いが、貞享3年（1686）次男万之丞死去に伴い、建徳寺に葬り、六地藏（現存）を寄進したと記されている。寛文12年（1672）死去の父長左衛門、同13年死去の祖父方元はそれまでの墓地京田の岡に葬った。
延宝8年（1680）	目黒村地藏堂を再建（古記）（図 4-1-3）
享保元年（1716）	上目黒蔵王権現堂を建立（年代記）
享保5年（1720）	薬師堂再興（旧記） 吉田古記によれば、庄屋所より戌亥（北西）の方角、二十四町に薬師堂があり、古仏の薬師と十二神（一体欠）があり、山本庵と称していた。 ※24町＝約2600m ※薬師仏は建徳寺に現存（図 4-1-4）
享保8年（1723）	三島社拝殿再建（年代記）
享保9年（1724）	建徳寺再建。旦那施主毛利與右衛門元重（紀畧）
享保12年（1727）	黒王宮、一ノ宮建立（年代記）※場所不明
享保13年（1728）	庄屋毛利傳左衛門が泉玄庵並びに薬師堂二間四面建立。（年代記） ※泉玄庵は上目黒にその跡が残っている。墓所もあり。（図 4-1-5）
享保14年（1729）	渡部市正清光の墓所に浅辺一ノ宮を新規建立。（年代記） ※一ノ宮は市の宮であり、市正様と呼ばれた
享保21年（1736）	長尾山神権現建立（年代記）
元文4年（1739）	保根の観音堂新規建立し、馬頭観音安置。※保根＝ほどね ※馬頭観音は建徳寺に現存（図 4-1-6）
元文6年（1741）	瀧本宮再建（年代記）。古記によれば本願庄屋重眞兵左衛門
延享2年（1745）	西野川大本宮拝殿建立（年代記）
延享3年（1746）	三島大明神の拝殿建立（年代記）
延享4年（1747）	蔵王権現の拝殿建立（年代記）

※年代記＝「善紀暦以来年代記」、古記＝『吉田古記』、紀畧＝「毛利氏歴要紀畧」



図 4-1-3 地藏峠の地藏
現在は建徳寺境内に移設。

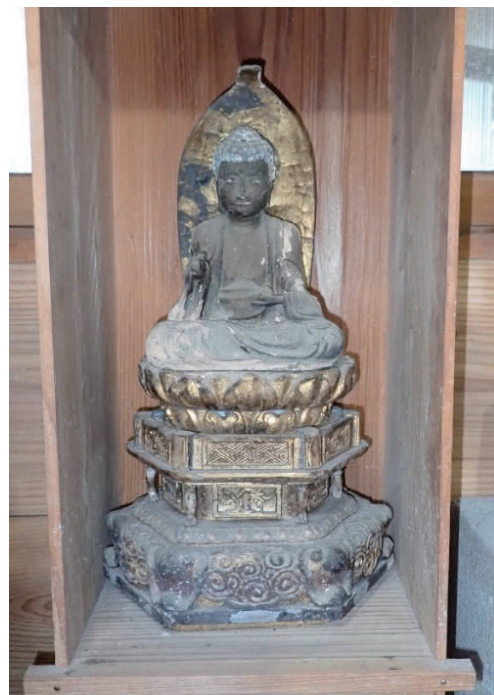


図 4-1-4 薬師如来

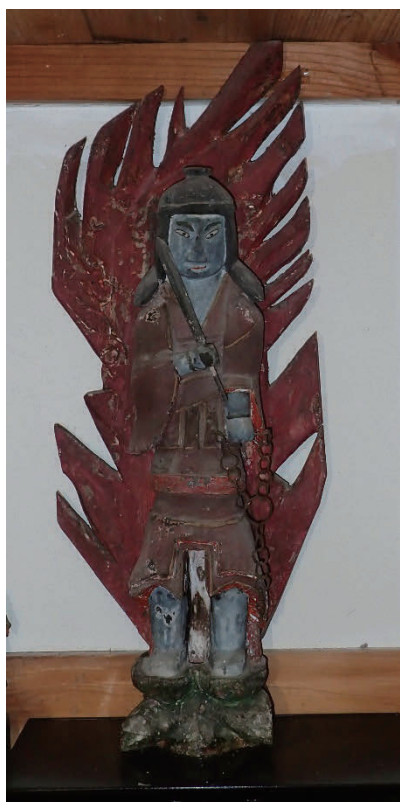


図 4-1-5 泉玄庵 不動明王



図 4-1-6 馬頭観音

（3） 中世から江戸初期の遺跡と有形文化財

1) 中世山城

『清良記』によれば、伊予国であった目黒は土佐との国境に位置するため、しばしば小競り合いがあったという。これらを示すように、目黒には2つの中世山城跡が確認されている。

目黒城跡は、目黒川とその支流である国木谷川の合流する付近の尾根の先端頂部に立地する（図4-1-7）。東西に流れる目黒川の谷筋を見晴らすことができ、地蔵峠を越えて目黒に入ってくる国木谷方面はもちろん、目黒川下流の土佐との国境付近まで望むことができる。麓との比高約100mの東西に長い尾根に郭を段々に連ね、要所に堀切を配置するという小規模ながらまとまった城であり、在地性が濃い城である。なおかつ敵の侵攻してくる可能性が高い北側斜面には堀切と堀切から北側に竖堀を長く伸ばすという機能性を備えている点では、国境地帯にある緊張感が伝わってくる城である（高山編2019）。

一方の上目黒城跡は、目黒川右岸の上目黒の北から南に伸びる尾根の途中にある高まりに築かれている（図4-1-8）。緩やかな山頂部を利用し、防御施設は緩傾斜の堀切のみである。比高は250mもあり、谷の麓から見える場所ではあるが、山頂部に樹木が茂っていれば人がいても麓からは全く見えない。

これらの山城は対照的で、目黒城跡が予土国境警備を期待された目黒川流域を支配する城であり、実戦を想定して築城された領主階級の山城であるのに対して、上目黒城跡はいざという時のために逃げ込むために地域の住民によって設けられた城である可能性が高い（高山編2019）。



図4-1-7 目黒城跡遠景



図4-1-8 上目黒城跡遠景

2) 石造物（五輪塔）

目黒地区には一石五輪塔を含む9基の五輪塔が確認されている（図4-1-9）。五輪塔は空輪の頂部の尖りが小さく火輪の軒が反らないタイプと、空輪の頂部の尖りが円錐状で長く火輪の軒が大きく反るタイプに分かれ、前者が戦国時代、後者が江戸時代初めの作と考えられる。また、一石五輪塔も空輪の形態から戦国時代末期の作と江戸時代の作の2種類がある。石材は砂岩製と花崗岩製がある。



五輪塔①（西ノ川）



五輪塔②（上目黒）



五輪塔③（建徳寺）



五輪塔④（下組）



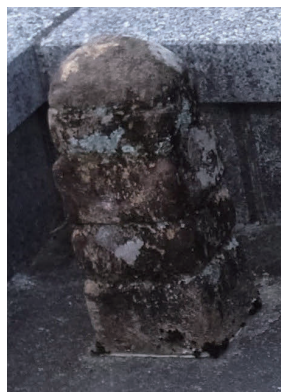
五輪塔⑤（中央 1）



五輪塔⑥（保戸峰）



五輪塔⑦（西ノ川）



五輪塔⑧（上目黒）



五輪塔⑨（上目黒）

図4-1-9 目黒地域の五輪塔

3) 石造物（その他）

図 4-1-10 は地蔵峠付近にある石地蔵で、高さ約 30 cm、陽刻によって仏像を表現している。仏像の表現は稚拙である。形態的特徴から戦国期の作品と考えられる。図 4-1-11 は、浅辺にある石地蔵で、高さ約 30 cm、陰刻によって仏像を表現している。周辺には似たようなものが散見される。いずれも仏像の表現は稚拙である。図 4-1-3 は、建徳寺境内にある石地蔵で、もともと地蔵峠の地蔵堂に安置されていたものである。『吉田古記』によると「目黒越の峠に地蔵堂一字有り、古きは破却して延宝 8 年（1680）に目黒村より建立す」とある。

4) 歴史資料

「文化暦以来年代記」は、目黒の渡辺家に伝わる文化年間の家記である（図 4-1-12）。渡辺家は上目黒の組頭役を勤めていたことから、この年代記には目黒村の行政のことが記されており、目黒村の文化年間の歴史の一端を知ることのできる貴重な歴史資料である。なお、この家記より数代前に書かれた「善紀暦以来年代記」（原本行方不明、近代の写本のみ現存）という家記もあるが、内容はおおむね「文化暦以来年代記」に書き継がれている。

「毛利氏歴要記畧」は、目黒の毛利家に伝わる家譜である（図 4-1-13）。毛利家は歴代庄屋または山横目等の役職にあったことから目黒の歴史を語る記述を備えた、貴重な歴史資料である。



図 4-1-10 石地蔵（地蔵峠）



図 4-1-11 石地蔵（浅辺）

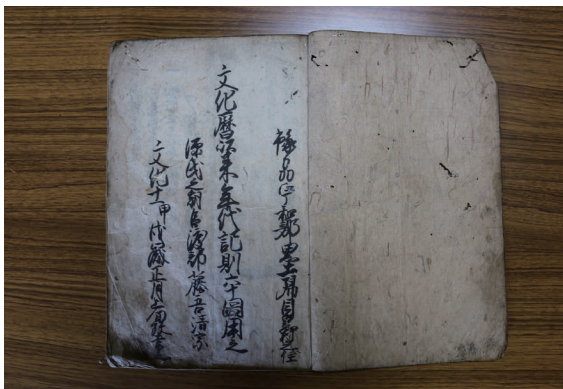


図 4-1-12 文化暦以来年代記



図 4-1-13 毛利氏歴要記畧

(4) 目黒の寺社

1) 建徳寺

①概要

建徳寺は、山号を朝雲山と称す曹洞宗の寺院である（図 4-1-14）。西予市城川町魚成の竜沢寺の末寺で、目黒地区の檀那寺である。寺の開基は「寺院明細帳」によれば寛文6年（1666）とされ、竜沢寺から和尚を迎えその末寺となったと伝承される。延宝2年（1674）に4代庄屋毛利重清によって建徳寺が建て替えられている。



図 4-1-14 建徳寺

以前は、松野南小学校の場所にあったが、昭和33年（1958）に現在地に移転した。目黒山形関係資料は建徳寺に長らく保管されていた。現在でも寺の行事をはじめ年中行事では目黒住民の集まる場である。

②仏像

建徳寺本尊の地藏菩薩像は、別名水引地藏として地元住民に親しまれている（第8章第1節詳述）。像高にして二尺余の地藏菩薩立像で、抑揚を押さえた薄い肉取り、穏和な面相、浅い衣文の彫出など、典型的な平安後期の作風を示す。全体をほぼ一材から彫成し、前後に割り矧ぎ、さらに割首とする構造もその頃のものと矛盾しない。当該期に本像程の大きさの地藏菩薩立像は全国的に相当数が造立されており、ある程度画一化された様式を示すものが多いが、本像もその一例としてとらえることができる。

近年まで、雨乞いのための法要の本尊として礼拝されてきており、仏教民俗的信仰の資料としても興味深い作品である。なお後頭部内に見いだされた墨書に年紀はないが、書風より室町時代後期のものかと思われる。銘記を見ると、「誉」字を用いる僧名が多く認められ、このことから、当時本像は浄土宗系の寺院において管理されていたかと推測される。また体部にあるその他2ヶ所の銘記は仏師の名を記すものと思われるが、やはり書風から江戸時代のものと判断される。よって本像は、室町後期と江戸期の最低2度の修理を経ていることが推測されるが、現在の像表面の古色彩色は江戸期の修理時のものか、あるいはさらにその後のものである可能性もあろう。



図 4-1-15 建徳寺地藏菩薩立像



図 4-1-16 地藏菩薩立像内面の墨書

2) 和霊神社

①概要

和霊神社は明治43年（1910）の神社統合に際し、昔からの氏神に代わって村社となった神社である（図4-1-17・18）。目黒部落の昔の氏神は、滝本神社と称して祭神は速玉男命・菊理媛命・事解男命であった。このほか目黒には20社あったが、神社の統合が行われた時に、和霊神社の社殿が壮麗で整っており、それに和霊様に対する信仰が厚かったことから、村社滝本神社に代えて和霊神社を村社とした。和霊神社の由来は、宇和島藩初代藩主秀宗に上意討ちされた家老山家清兵衛の死後、その徳をしのんで祠を建てて祀ったことにはじまるという。

目黒村は、山家清兵衛の知行地であった。清兵衛は、目黒村は山間僻地で田畑の収穫を得るにも他村より労多く、その他の横成（米大豆以外の産物の現物納）も産しないものがあるとして、年貢の軽減を図ったと伝承される。このことから、村民は清兵衛を尊敬し、彼が秀宗によって上意討ちされた後も追慕されることとなった。また、清兵衛の妻は目黒に逃れたとか、いったん仙台に逃れた後、供養のために戻り、目黒に隠れ住んだという伝承がある。このように山家氏との関わりが深いところから、和霊神社を村社とするに至った。和霊神社の立地については、清兵衛の妻が彼の死を悼み滑床の滝で祈祷をしていて、何日か後に白鳥となって飛び立ち、降り立った場所が今の和霊神社の場所であるという伝承もある。

和霊神社の主祭神は山家清兵衛である。配神には、速玉男命・菊理媛命・事解男命・天照皇大神など合祀した神社の祭神を祀っている。社殿は本殿・中殿・拝殿があり、外に参籠所や素屋を備え、境内面積は150㎡である。

②和霊神社の石垣

和霊神社には3段の石垣がある。

下段の石垣は全長46.7m、高さ最大157cmを測る（図4-1-19）。矢羽積みで出角部には江戸切り技法が認められる。大正頃の構築と思われる。

中段の石垣は全長25.0m、高さ最大245cmを測る（図4-1-19）。亀甲積みで、石垣の傾斜にはわずかに「反り」を持たせる。石垣の出角部には曖昧であるが「算木積み」が用いられており、算木積みの天端の角石頂部の先をとがらせ反り返すよう加工する「気負い」の技法も認められる。石材の隙間につめ石が施されている。所々に幅4.0cm程度の矢穴が見られる。大正頃の構築と思われる。

上段の石垣は全長6.6m、高さ最大166cmを測る（図4-1-20）。亀甲積みで、所々に幅4.0cm程度の矢穴が見られる。石材の表面にノミ痕が認められる。大正の構築と思われる。

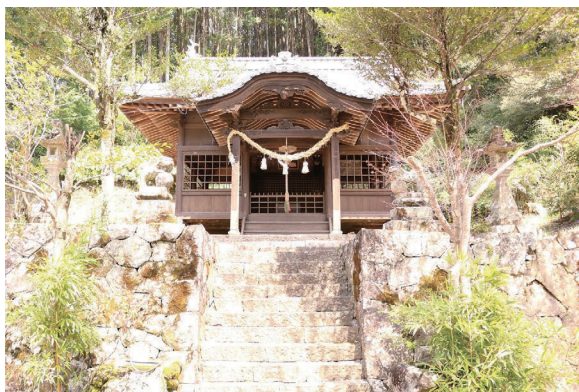


図4-1-17 和霊神社社殿（正面）



図4-1-18 和霊神社社殿（側面）



図 4-1-19 和霊神社石垣（下・中段）



図 4-1-20 和霊神社石垣（上段）

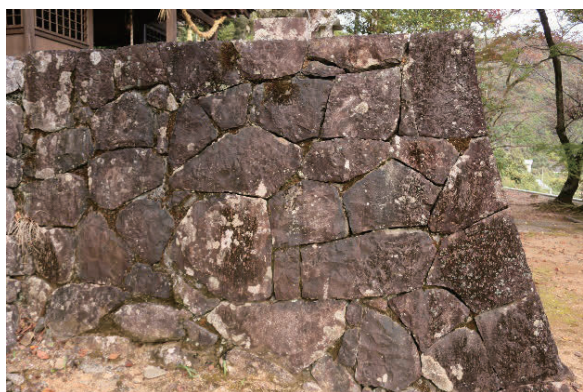


図 4-1-21 和霊神社石垣の反り

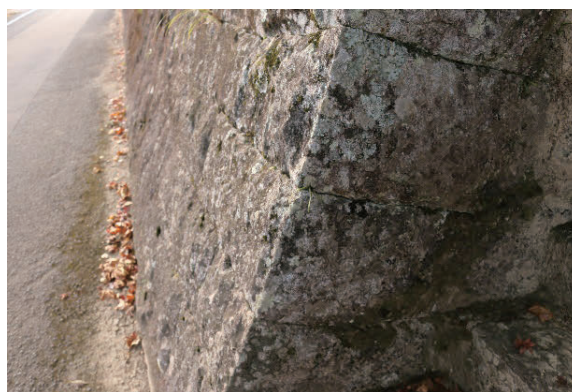


図 4-1-22 江戸切り技法



図 4-1-23 気負い技法



図 4-1-24 石材表面のノミ痕

③和霊神社の石造物

①鳥居（正面南向き）

額：和霊神社

右柱正面側：昭和三十五年十二月吉日之建

左柱正面側：氏子中

左柱背面側：吉野山本工業所製

②顕彰碑（正面南向き）

正面側：毛利萬太郎翁顕彰碑

背面側：毛利萬太郎翁ハ我ガ目黒部落発展セシメタ功ノ勞者ナリ翁ハ明治十七年七月一日当所毛利良ノ吾氏ノ長男ニ
生ル愛郷ノ精神ト公共ノ念特ニノ厚ク大正十一年二月ヨリ目黒区長ヲハケ年昭ノ和二年二月ヨリ明治村会議
員松丸町会議員ヲノ前後十一ヶ年間ノ（歴）任シ其間府県道津天松丸線ノノ改修目黒小学校々舎建築寺橋ノ
架設ニ献身ノ特ニ工費不足ニ対シテハ多額ノ私財ヲ投ジテノ之ヲ完成ス又長年ニ亘リテ和霊神社建徳寺ノ総
代トシテ社寺経営ニ尽瘁スル等其功績ハマノコトニ多大ナリ今回部落民ノ総意ニ依リ本碑ノヲ建立シテ衷心
謝意ヲ表シ其功ヲ永久ニ讃フノ昭和三十年十一月吉日

③手水鉢

銘なし。

④手水鉢

銘なし。

⑤狛犬（正面西向き、⑥と対）

台座正面：奉

台座右側面：赤松清

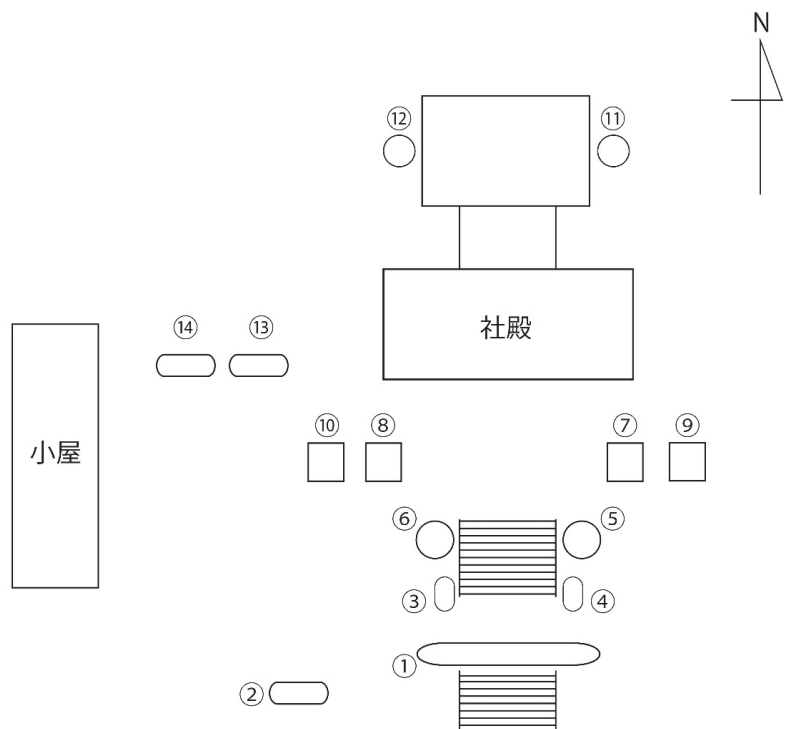


図 4-1-25 和霊神社石造物配置模式図
番号は本文に対応。

⑥狛犬（正面東向き、⑤と対）

台座正面：献

台座左側面：赤松清

台座右側面：明治卅七／年八月／穀旦

⑦灯籠（正面西向き、⑧と対）

棹部正面：奉献

棹部右側面：松丸町 金屋喜助／和泉屋又兵衛／今津屋藤助／岩井屋又三郎

棹部左側面：大宮村 尾崎弥恵治／深田竹蔵／当村 久保田浅之進

棹部背面：天保四癸巳年弥生吉日／世話人当邑（カ）歌吉

⑧灯籠（正面東向き、⑦と対）

棹部正面：奉献

棹部背面：天保四癸巳弥生吉日

⑨灯籠（正面西向き、⑩と対）

棹部正面：奉献

棹部左側面：赤松清

⑩灯籠（正面東向き、⑨と対）

棹部正面：奉献

棹部右側面：赤松清

棹部背面：明治卅七年八月穀旦

⑪狛犬（正面西向き、⑫と対）

台座正面：奉

台座右側面：文久二歳／三月吉日／施主／赤松熊吉

⑫狛犬（正面東向き、⑪と対）

台座正面：献

台座左側面：同人妻

⑬忠魂碑（正面南向き）

本体正面：忠魂碑／中原涉謹書

本体右側面：大正十一年四月建之

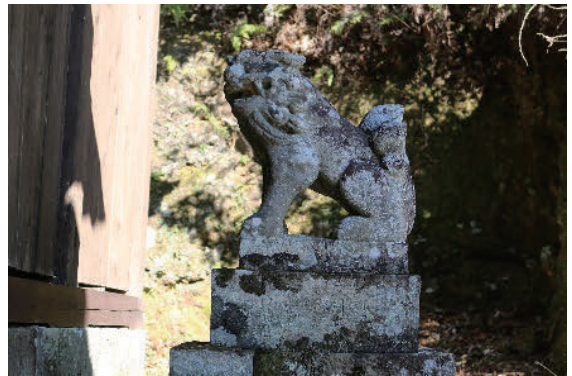
⑭招魂祭碑

本体正面：故〈陸軍兵士／松崎宗吉〉君招魂祭碑

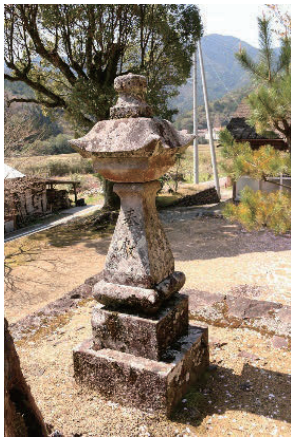
本体背面：明治廿七年征清之役九月廿六日没／目黒人民中／全廿八年六月廿五日建設之



⑫狛犬



⑪狛犬



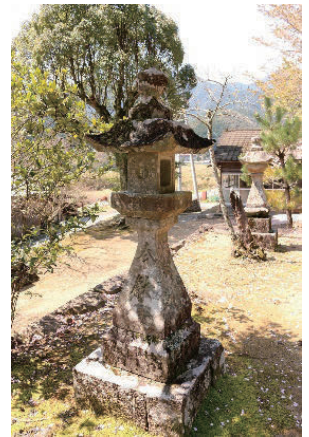
⑩灯籠



⑧灯籠



⑦灯籠



⑨灯籠

図 4-1-26 和霊神社石造物の例
配置は境内の状況に対応している。

参考文献

高山剛編 2019『予土境界地域における中世遺跡群の調査』松野町文化財調査報告第24集
西土佐村教育委員会 1999『大宮・宮崎遺跡Ⅰ』高知県西土佐村埋蔵文化財調査報告書第3集

第2節 近世目黒村の展開

（1）伊達家宇和島藩の成立と吉田藩の分藩

伊達秀宗は宇和郡 10 万石の領地を与えられ、慶長 20 年（1615）3 月に宇和島に入部し、以来幕末まで存続することになる。明暦 3 年（1657）、病臥中の初代藩主秀宗は隠居に際して 5 男宗純に 3 万石を分知する意志を示した。2 代藩主となることが決まっていた 2 男宗利は反対したが、結局、81 ヶ村の村浦、都合 3 万石が宗純に分知され、吉田藩が成立した。この時、目黒村は周囲を宇和島藩と土佐藩に囲まれた飛び地の状態で吉田領となった。これは、吉田藩に必要な森林資源を確保するためであった。この分知は円満なものでなかったため、後に目黒村の山境争いを引き起こすことになる（第 5 章参照）。この両藩の体制のまま明治維新を迎えることになった。

（2）目黒村の状況

1）歴代庄屋名

目黒村の歴代庄屋を表 4-2-1 にまとめた。2 代毛利兵左衛門と 3 代毛利長左衛門が山論（第 5 章参照）の当事者となったが、彼らは兄弟であった。7 代毛利伝左衛門は、享保の大飢饉で時に大いに村民を救い、藩に賞された。それでも餓死者は 40 名出た。9 代毛利元広は、天明の飢饉の際に、村人の年貢を肩代わりして破産し、庄屋職を免ぜられた。祖先の功績により、田畑が下賜され、後に山横目職に任じられた。明治維新の際、庄屋土居氏と山横目毛利氏は、協力して神山村（愛媛県）と交渉して、柴草山を村有と認めさせ広大な部落共有林を確保した。

表 4-2-1 目黒村の歴代庄屋

代	庄屋名	事 績
1	毛利内蔵進方元	慶長 15 年富田信濃守より目黒村庄屋を命ぜられる目黒村は宇和島藩家老山家清兵衛の知行地となったため、清兵衛と親しく交わる。山論の時には健在で、次子長左衛門を擁護する。
2	毛利兵左衛門吉文	目黒村庄屋から次郎丸庄屋へ転勤。弟長左衛門と山論。
3	毛利長左衛門元福	兄兵左衛門の跡を継ぐ。幕府の裁定に対して吉田藩も満足し、藩からの拝領品あり。
4	毛利重左衛門重清	建徳寺を建立する。
5	毛利重左衛門重政	
6	毛利与右衛門元重	
7	毛利伝左衛門元統	享保 17 年の飢饉に際して、村民を大いに助け、その功により、吉田藩庄屋頭とされる。上目黒松が成から若山口まで田畑を開く。在勤中、度々飢饉相次ぎ、村民の糊口をしのぐ。
8	毛利喜平太熙政	目黒村、疱瘡死者 200 人の 1 人として死去
9	毛利金吾元広	天明の飢饉に際して村民の年貢を肩代わりして納め借金を返せず庄屋職、田畑を没収される。しかし、祖父伝左衛門の開いた田畑を与えられ、その後、3 代長左衛門の功により山横目を命ぜられる。国木谷オモダに役宅を構える。 ※現在も子孫が居住
10	太宰儀助	天明 6 年時において、太宰儀助は黒井地村と目黒村の庄屋を兼任している（「口齒略記」吉田藩下波浦組頭清家氏文書）。
11	岩之丞	
12	山下九蔵	
13	清家弘治	文化 12 年に兼近村庄屋山下九蔵と入れ替わる。
14	土居惣兵衛	文政元年に三間の土居中村庄屋と兼帯する。
15	土居蔵之丞	

2) 江戸期の天災

表 4-2-2 は、江戸時代に起きた災害をまとめたものだが、史料に残るものだけでみても、数年から十数年に1度の頻度で災害があったことがわかる。災害の種類も、洪水、旱魃、地震、虫害のほか、疱瘡などの流行にも見舞われた。存命率という点でみると、たとえば「文化暦以来年代記」（「善紀暦以来年代記」の続編）によると、組頭渡辺傳兵衛家では、11 人の子宝に恵まれたが生き残ったのは4 人であった。その内娘おちょうを富岡村へ嫁にやったが、22 才で病死してしまい、結局存命者は3 人となった。裕福であったはずの組頭家でもこうした状況であった。

表 4-2-2 史料にみる目黒村の天災と田畑の動き

年 代	事 柄
慶安 4 年 (1651)	洪水により田 5 反 1 畝を減畝とする（下札帳）。
寛文 6 年 (1666)	洪水により田 1 町 6 反 5 畝 13 歩を減畝とする（下札帳）。
辰年 (1676 ?)	洪水により田 1 反 4 畝 29 歩を減畝とする（下札帳）。 ※「6 月に松山領洪水。宇和島領飢饉、死者多数」（『愛媛県史 年表』）により延宝 4 年と推定。
元禄 14 年 (1701)	4 月 9 日より 8 月上旬まで百日をこえる大旱魃（善紀暦）
宝永 4 年 (1707)	大地震（善紀暦）
享保年間 (1716 ～ 1735)	庄屋毛利傳左衛門元継が、上目黒松ヶ成より若山口まで田 1 町 7 畝歩、畑 2 反 9 畝 27 歩を開く。さらに西ノ川周治敷で田 2 畝歩、馬船で田 1 反 1 畝 28 歩、中組国木谷で田 1 反 8 畝 23 歩を開く（紀略）。
享保 17 年 (1732)	秋、稲にうんかが付く。未だ聞いたことのない極みとなり、翌年 8 月までに飢人 40 人死す。九死に一生を得た者は数十人にのぼる（旧記）。7 代庄屋毛利伝左衛門大いに村人を救い、その功により庄屋頭を命じられる（紀畧）。
延享元年 (1744)	飢饉。これ以後甘藷が普及した（紀畧）。
宝暦 12 年 (1762)	6 月 26 日洪水（善紀暦）。洪水により田 3 畝 13 歩を減畝とする（下札）。
宝暦 13 年 (1763)	新溝長さ 530 間完成。人夫 751 人役（善紀暦）。 ※前年の水害の復旧工事と思われる。
明和 2 年 (1765)	田作虫付大痛み、同年疱瘡大流行（善紀暦）
明和 6 年 (1769)	麦、秋作大損、飢饉となる（善紀暦）。
明和 7 年 (1770)	きりふり、その上大雨にて麦作大凶。5 月 29 日より 8 月 1 日、220 日まで大旱魃となる（善紀暦）。
安永 3 年 (1774)	疱瘡が目黒村へ入る。200 人死亡。組頭三名、庄屋毛利喜平太も死去（紀畧）。
天明 2 年 (1782)	翌年まで大飢饉。村民、蕨根、くずの根を掘り、櫛の実を拾って露命をつなぐ。田畑を耕すに力なく、庄屋毛利金吾（喜兵太の長子）、銀 7 貫 500 目を藩から借用、年貢米を買い受けて上納。しかし返済できず、庄屋職召上げの上、田畑を残らず没収され、上目黒に引き移る。しかし、祖父の 7 代傳左衛門の開墾の功により、上目黒田畑 1 町 6 反 9 畝 18 歩を下され、愁眉を開く。寛政 9 年、3 代の長左衛門の功により山横目役を仰せつけられる（紀略）。新庄屋は、太宰儀助が黒井地村と兼任。
天明 5 年 (1785)	飢饉（紀畧）
文化 10 年 (1813)	11 月目黒村へ疱瘡が入る。93 人が病となり、その内 36 人死亡。庄屋方へも疱瘡が入り 6 人が病となる。庄屋甥子、若庄屋他 2 名、合わせて 4 名死去する（文化暦）。 ※建徳寺過去帳により多くの子供が亡くなったことがわかる。
文化 12 年 (1815)	大洪水。西ノ川は屋敷や井手が流れる。特に谷屋敷井手は大損。大川（目黒川本流）では、寺井手、野々下井手、殿井井手、源淵井手は残らず流される。野為井手は四間切れる。田は 5 町 6 畝が流される。8 月 8 日にまた洪水。洪水で吉田の町家、御家中も流されるとの風聞を聞く（文化暦）。
文化 13 年 (1816)	洪水。2 年続きの水害で田畑が荒れたため、10 月 8 日より検地が行われ、11 月 1 日終了する（文化暦）。
天保 3 年 (1832)	旱魃により飢饉。葛根、蕨根、野草を食したことが隣村の富岡村庄屋より報告される（富岡村庄屋史料）。
天保 7 年 (1836)	霖雨により五穀実らず飢饉。竹の実が熟するゆえに村民争うて食す。草木の葉を摘んで食すが、松杉の葉は食べられず（紀畧）。

※善紀暦＝「善紀暦以来年代記」（組頭渡辺氏）、
文化暦＝「文化暦以来年代記」（組頭渡辺氏）、
紀畧＝「毛利氏歴要紀畧」（庄屋、山横目）、
富岡村庄屋史料（愛媛大学歴史学研究会宇和島支部 1963 年）
下札帳＝黒土郷之内目黒村文化十三年子年内拵検地御定免下札帳

3) 江戸期の神社仏閣

『藤蔓延年譜』によると、宮 21 社、堂 4 社、寺は建徳寺と記載されている。『藤蔓延年譜』に記す堂 4 社とは、地藏堂、上目黒蔵王権現、大峯権現、薬師堂、観音堂、泉玄庵（山伏居住）のいずれかをさすのであろう。明治初期の『神社明細帳』（愛媛県立図書館）には、16 社が報告された（表 4-2-3）。同時期成立の『宇和郡地理志』では、17 社が記載されているが、両書の記載内容は一部異なっている。両書の内容を合わせると計 22 社となる。現在は、各神社は和霊神社に合祀されている。

神社とはいえ、ほとんどが 1～3 尺四方の小さな祠である。最も古い神社は、三島神社であり、渡辺氏の保護を受けてきた。三島神社は、現在の建徳寺付近にあり、神明社（太神宮）、稻生神社、山神社と共にあり、4 社の宮と呼ばれていた。「よいかぐら」を催したことが「文化暦以来年代記」に記されている。伊都神社は、伊都多神社であり、土佐清水に本社がある。土佐との関係がうかがわれる。また、山神社が複数あったが、山仕事が多い関係で、権現を祀ったものである。

『宇和郡地理志』によると山伏は 1 人いた。『神山県寺院明細帳』によると、三宝院末良智院位盛の記載がある。開山は天明 4 年（1784）である。山伏は世襲で無く、位盛坊は土佐国下家地村出身、先代の圓性房は土佐国西ヶ方村出身である（「宝冠寺文書」宇和島市三間）。

表 4-1-1 の享保 13 年（1728）の項に出てくる泉玄庵（墓碑では泉源庵）が良智院のことであり、上目黒集会所右上の山林に堂を建て居住していた。墓所は谷川を隔てて反対側の山林にある。元はもっと下にあり移動したそうである。山伏は天明 4 年から 14 代を数えたが、墓碑によると 5 代からは名前もわかっているようである。最後の山伏は、石鎚山の先達として村民を案内したという。現在子孫は目黒から離れている。

目黒各地区に祀られていた馬頭観音、薬師仏、石仏などは建徳寺に納められて現在に伝えられている。建徳寺は、「寺院明細帳」によれば、寛文 6 年（1666）の開基とされ、竜沢寺から和尚を迎えその末寺となったと伝承される。延宝 2 年（1674）に、4 代庄屋毛利重清によって建徳寺が建て替えられている（表 4-1-1）。

表 4-2-3 目黒村神社一覧

神社名	所在地	畝順帳地番	備 考
○和霊神社	京田	325 番地	
○瀧本神社	京田	333 番地	
○大本神社	西の川	1459 番地	1204 番地にも堂宇地あり
○井手持神社	上組川西	1460 番地	川西
○富貴神社	上組川西	1461 番地	川西
○山神社	上組川西	900 番地	別名大峯権現 若宮神社の対岸か
荒蔵神社	上組川西	1462 番地	明細帳では川東。荒谷にあるか
若宮神社	上組川東	791 番地	畝順帳では祭神社地と記載
○伊都神社	上組川東	745 番地	
○神明社	坪ノ内	609 番地	
○山神社	坪ノ内	607 番地	
○三島神社	坪ノ内	606 番地	
稻生神社	坪ノ内	608 番地	畝順帳では稻荷神社
○新田神社	道岡	133 番地	
○市正神社	浅辺	1385 番地	
山神社	浅辺	1442 番地	

※『神社明細帳』（愛媛県立図書館）による

※畝順帳の地番と現在の地番は異なっている場合が多い。

※○印は『宇和郡地理志』と共通するもの。

なお『宇和郡地理志』にはほかに「金毘羅」、「松太夫」、「白王」、「成就」という社名がみえる。

（3）吉田・宇和島藩の林政

1）目黒の木材利用

つぎに目黒の木材利用に関する事例を紹介する。文化13年（1816）と推定される榎谷番所役人山内久右衛門宛書状に、木材改に関する文書がある。

一筆致啓上候、然者土州并吉田御分より取越候木材改之儀被仰付候処、松縄椎皮楊梅皮迄改御座候場所も間々有之趣、右之品者前以少額乱買御免被仰付候ニ付相構不申候、左様御承知可被成候、此段為可得御意如此御座候、
恐惶謹言

閏八月四日 榎谷藤右衛門

山内久右衛門様

（芝家文書6-445）

木材改は、土佐藩や吉田藩から宇和島藩へ輸入される木材が対象で、松縄椎皮楊梅皮は対象外であった。また宝暦9年（1759）から明和元年（1764）に番所役人であった内藤三之進期には、目黒の木材に関する文書がある。

目黒村より材木類吉田方へ取越申節人夫切手之事、内藤三之進より伺出候処、御裁許之書面左之通一筆令啓達候、然ハ此間被相伺候吉田御領内目黒村より材木等致運送候人夫相通り候義、前々之通其村々庄屋切手ヲ以可被相通候、右之趣吉田御役人中へも及挨拶可被申候、且又先日申達候通薄井六郎兵衛紙面之趣にてハ致運送候木材等切手無之候てハ不相通儀と相弁候義ニハ無之候哉、持通り候品之儀ハ不寄何ニ構無之儀勿論之事ニ候、人夫等之義ハ御領中之者通も夫々切手無之候てハ不相通儀御自分被相弁候通之事ニ候、右之趣ヲ以宜被及挨拶候、此段申達候、恐々

二月十八日 稲井儀太夫大判

内藤三之進殿

（明和6年「御掟書并先年方之御裁許之趣写書」芝家文書4-3）

目黒からの材木運送に関して、材木は確認不要であるが、運送人夫は出身村の庄屋の切手を確認する。これは吉田藩役人にも連絡しており、また宇和島領内の場合でも無切手の場合は通過不許可とある。目黒からの材木には関与しないが、運送する人はすべて切手による証明を確認する規則であった。

つぎの宝暦5年（1755）滑床山の木地挽物の事例は、領内の事例として木材加工品も吟味の対象となっている。

於滑床山木地挽物仕成申度段、川口屋又之允与申者願出当春御聞届有之候、右仕成申付てハ御領分并他所売共ニ勝手次第取扱申儀ニ候、依之於御領分売捌申分ハ無運上、他所へ差出候分ハ歩行荷、船積共於山方運上取立其品々山奉行切手差出候筈候間、其旨被相心得自他売買之分紛敷無之様吟味可有之候、万一紛敷義も候ハ、其旨可被申出候、以上

宝暦五乙亥年十月

松田弥五左衛門へ

右吉見八郎左衛門殿より御添書有之

（明和6年「御掟書并先年方之御裁許之趣写書」芝家文書4-3）

川口屋又之允が滑床山の木地挽物を願い出、春より許可され領内外への販売が可能となった。ただし領内は無運上だ

が、領外は歩行荷、船積のいずれも山方運上を徴収し、山奉行の発行する切手を確認する。そのため領内外の売買の区別を吟味するよう指示している。この時期、檜谷番所では、領内滑床は林産物・人ともに確認し、吉田藩領目黒は、材木は対象とせず人のみ確認する体制であった。この滑床山の木地挽物は、宝暦6年2月27日、滑床山が御留山となり木地挽の者に対して他の山で仕成を行い、その山所を願い出るよう指示があった（「自寛延三年至明和六年・山方」『日本林制史資料』3 宇和島藩、67 頁）。川口屋の滑床の木地挽は、翌年禁止され他へ移転したと考えられる。

この目黒村での林産業関連の実態が判明するのが、つぎの「目黒村覚」である。屏風の下張りから発見されたため、年代は不明である。

目黒村覚

月両度も札引合可申事

炭山は日雇同断之事

一右年数之内庄屋門前札箱指置、村中之者心付之義書付入可申事

一入百姓目黒村無縁之者を可入事

一步役之義平等ニ為仕、年中四度可相改事病氣之者ハ其時之歩役流ニ致遣可申、但十月廿日□□も軽キ事ニ而市其成之用事弁之者ハ用捨無之事

一猪鹿討候者へ新ニ褒美として、猪ノ御定之外ニ米三升、小猪貳升、鹿ハ御定無之候得共貳升遣し

一炭方へ出し夫へ夫食米被下事

一右之外去年十二月伺相済居候品

一材木仕成手伝夫江夫食米被下事

一材木仕成罷越候者宿仕候義難義ニ付、別段小屋普請有之事

但此普請出来候迄者賃米被下候筈之事

一材木仕成罷越候者共宿へ相渡し諸物時本文被下事

一山焼払之義兼而伺相済居候事

（後欠）

（清家金治郎編『屏風秘録（続）』1995 年、72-73 頁。）

歩役など村の役負担、炭や材木仕成、山焼など林産業に関する村内での各種取り決めをまとめている。特に炭方や材木仕成の人夫への夫食米支給、村外からの人夫への宿手配などが定められており、作業が村内外の人夫によって担われていたことが判明する。猪鹿猟に関しても支給米の規定があることから、農林業への獣害対策の猟であった。

2) 滑床・目黒の山・木材利用

①深山の大木と薪伐採

目黒に接する滑床、鬼ヶ城山一帯は、宇和島城下の東に広がる深山であり、城下居住者の薪・木材供給地であった。深山には、怪異が多く人里離れたイメージがあり、滑床でも、雪の降らない場所や、夜中に怪しきものに会った猟師や杣の話（西園寺源透編「伊予奇談伝説」7、1921 年、愛媛県立図書館所蔵）、等妙寺開山理玉和尚が会った曾我兄弟の亡霊が目黒山の奥へ入るなど様々な伝承がある（『予陽叢書 宇和旧記』上、1928 年、222 頁）。

一方でこの地域の大規模な木材利用は、すでに 16 世紀末から記録がある。安政 5 年（1858）薩摩藩士田原明章が宇和島藩領内の産物を調査した『宇藩出産考』には、目黒の北、等妙寺山について記録している。

又城下遙に隔り等明寺と云天台の道場あり、此山を等明寺山と唱へ宇和島侯の管轄なり、太閤秀吉公朝鮮征伐の時軍船ハ皆此山の杉を伐木せられしと、其切跡今能く存す大凡八枚敷計之れ有り、其時山の事を司りしハ小西加藤の

両輩にて制札歴然たり、方今残りし杉大樹一万本計と山の掛役より聞得たり、其杉ハニ丈廻より以下と云り、山の中分まで視て此寺に到りて住持僧へ面謁いたし互に寒暖を述べ、中古土居清吉の奉納の物品を一覧し、後醍醐天皇御遺物等を拝見し其外先住の染筆等を一覧いたして帰るなり

(佐田岬みつけ隊「宇藩出産考を読む会」編(2015) 441-442 頁。)

等妙寺山(等明寺)は、宇和島藩の管轄で、豊臣秀吉の朝鮮出兵時に軍船用として杉が伐採されたが、現在も1万本ほど大樹が残るとある。周囲6間半の切り株など同様の記述が「宇和旧記」にも記される(『予陽叢書 宇和旧記』上、225頁)。その後、延宝元年(1673)9月、鬼ヶ城山より御代の川を経由し城下までの搬出法が定められている。対象となった木材は、「右ハ松ノ木ニテ取積聞書、榎・樺此外沢山ニ無之木類」とあることから、松が主でその他榎・樺であった。(「万御掟永代牒」『日本林制史資料』3宇和島藩、1930年、20頁)。しかし城下での薪利用が増加したためか、宝永4年(1707)10月鬼ヶ城深山での薪取商売が停止された(「自寛文二年至天明四年・記録書抜」『日本林制史資料』33頁)。この触は周知されず伐採が進み、享保4年(1719)11月に場所を指定した深山の薪伐採禁止触が出される。

近年深山ニテ薪伐荒ニ付、去去年相触候得共、猥ニ相聞候付、猶又左ノ通、御家中・市中近在へ申渡事

一水が森	一笹ヶ森	一なへわり
一車阪	一やくらが森	一あぶらうす
一ほんとや	一たかつく	
右ノ所々木ヲ伐候義停止		
一大窪平	一成川平	一若山平
右ノ所々差免		

(「自寛文二年至天明四年・記録書抜」『日本林制史資料』36頁。)

城下居住者である伊達家家中や市中の町人が、深山で伐採し山を荒らすため、伐採禁止・許可地の区分を示した。この場所を図に示すと、城下に近い滑床の北部、東南が許可され、藩の鷹小屋が設置された滑床周辺は禁止されていることが分かる(図4-2-1)。この後も、享保11年(1726)8月、寛保2年(1742)8月にも、深山の「ほんとや・たかつく・おく鬼ヶ城」の三ヶ所峯通りの伐採禁止が通達された(「自寛文二年至天明四年・記録書抜」「自正徳元年至宝暦四年・別録被仰出部分頭書山方之事」『日本林制史資料』40、47頁。)



図4-2-1 鷹小屋の位置

②山・木材利用の展開 炭、椎茸、建材、船具、災害復旧

宝暦期には、この地域の山利用の事例が増加する。先述した宝暦6年2月の滑床山の御留山指定のため木地挽の他山への移動が指示された。同年4月には、城下の東隣にあたる毛山村から、牛馬飼料・蒭敷の場所が少なく御山での焼野の願出があったので、御山内の下草蒭・焼野を許可している（「自寛延三年至明和六年・山方」『日本林制史資料』68頁）。同年8月、滑床の北、奈良村善八が成川山の雑木で炭の焼出しを許可されたが、樫木を伐採したので過料を徴収され、その成川山内の「タくらみ・こすみ」は、同年11月舟手用の留山となった（「自寛延三年至明和六年・山方」「自寛文二年至天明四年・記録書抜」『日本林制史資料』70-71頁）。その結果、翌年宝暦7年11月、滑床・目黒の北部にあたる川原淵組では、田の水不足を「御山之内伐荒し水出少く候」と判断し、鍛冶炭焼の禁止を願い出ている（「自寛文二年至天明四年・記録書抜」『日本林制史資料』73-74頁）。奈良炭は、天明6年（1786）3月相対売が禁止され、文化9年（1812）10月には、奈良村・午の川村・北川村・中の川村の焼出しの起炭が、今後正月・2月のみ許可するなど制限されている（「自寛延三年至文政十三年・日記別録在方部分頭書雑事」『日本林制史資料』99、115頁）。

薪・炭以外の山林利用として、線香や椎茸栽培がある。宝暦11年4月、熊野屋甚右衛門は、滑床にて運上銀上納を条件に、線香原料のたぶ皮10斤の採取を許可されている。（「自寛延三年至明和六年・山方」『日本林制史資料』76頁）。椎茸は、線香と同じく熊野屋が、安永3年（1774）10月滑床御山の椎茸栽培に関して、山方役所へ運上銀上納を条件に許可されている。天明2年（1782）榎谷村から改称した富岡村の熊次郎・又平が、御山内の滑床横滝より大撫子で椎茸栽培をしており、10年間の延長願を出している。（富岡村庄屋文書『松野町誌』859頁）。このように滑床御山での椎茸栽培は、宇和島領内の村で行われたが、嘉永6年（1853）5月には盗難の被害もでている。

滑床御山ニ而椎茸仕成、兼而丸穂村岩之助江差免候処、目黒村之者立入、椎茸盗取候ニ付取押方山方役所江申出候ニ付再応吟味之処、五人之者盗取候ニ相違無之段及白状候旨山奉行相違候ニ付、咎方山田江被相任、以後御山立入差留候間、彼方郡奉行へ掛合越候様申聞事

（「自弘化四年至安政六年・山方之事雑」『日本林制史資料』204頁）

滑床御山で許可された宇和島藩領丸穂村岩之助の椎茸栽培所へ、目黒村の5人が椎茸を盗みに入り取り押さえられた。山方役所・山奉行の取り調べ後、御山立入禁止を吉田藩の郡奉行へ掛け合うよう指示している。

その他の木材利用として、寺院建立、藩船具製造、火事など災害復旧の事例がある。文化14年10月には、等妙寺の建立のため「御上ニ而御用ニ不相立木」の払い下げを、滑床山、於古寺山他で願い出ている。（「自文化八年至嘉永元年・御用場日記」『日本林制史資料』89-90頁）。天保14年（1843）12月、滑床山の御船具仕成で杣・木挽・出し日雇の賃銭に関する協議があった。

一諸職人日雇賃銭之儀、近頃一統及沙汰候処、此度滑床山御船具仕成杣・木挽・出し日雇、前々之通壺人役五匁ならでは罷越もの無之、いつれ仕成中雨天も数々有之可致難渋、並賄日雇賃銭も御定通ニ而ハ難渋ニ付、一日参匁五分ニ被成下度旨、雇人之者方申出候趣を以、渡邊嘉右衛門方伺出、突通し申出之賃銭に者難承届、大造之仕成物且難所之事故、働前見聞之上、出精之者へ見斗を以賃銭相増遣候儀ハ承届候間、此旨申聞候様伺書ニ以付紙御船奉行へ申聞事

（「自文政九年至弘化元年・御用場日記」『日本林制史資料』167頁）

領内の諸職人・日雇賃銭の沙汰により、以前の1人5匁では人が集まらず、雇人から増額の依頼があり、「大造之仕成物且難所之事故」を理由に、出精者へは増額することになった。

天保11年、宇和島藩は土佐国幡多北部の物資搬送のため、城下と滑床、目黒をつなぐ道を、町の有志が出資し馬の

通行も可能な石敷道が整備された（「萬年橋碑」）。文久元年（1861）10月に滑床を訪れた今治藩医・国学者の半井梧菴の紀行文によると、すでに萬年橋は朽ちている（『愛媛面影』伊予史談会、1980年）。この道の整備によるものか、安政5年6月滑床山の木材輸出が計画された。

滑床御山ノ儀ハ、陰阻ノ場所ニテ、是迄御仕成モ出来不申、良材・損木・倒木等数々有之候へ共、其俣打損御無益至極ノ義ニテ、何等ト出方致候ハ、当時諸国木材払底ノ節、格別ノ御利潤ニ無之共、不益ニ打捨り候物、用立候ハ、夫丈出方其外ニテ下方御介抱ニモ相成、且何モ少々ハ御利益モ可有之付、為御登ニ相成、売捌方当り合候様、委曲山奉行へ申聞置候趣モ有之処、其後山奉行ニテ重々当り合大坂・兵庫・尾ノ道辺御売捌口出来候ニ付、其分御山ニテモ、向口ニ寄、御試仕成爲御登相成度、尤御利潤ノ義ハ、御手始ノ上ニ無之テハ決定難致旨ニテ大図ノ積且廉書ヲ以、山奉行伺出、右ニ付爲御元入御出方被成下候ハ、又々仕成等爲致度旨申出候ニ付、伺ノ通御元入被成下候間、其旨取計候様、紙面ニ付紙ヲ以申聞、承知ノ上、右御仕成中山奉行手付兩人増ノ都合モ取計候様、元へ申聞事

（「自弘化二年至安政六年・御用場日記」『日本林制史資料』229頁）

滑床御山は陰阻のため搬出の便がなく、良材・損木・倒木いずれも放置が多く無益である。現在、諸国で木材が不足しており、輸出し利益となれば領民のためにもなる。山奉行によれば、大坂・兵庫・尾道へ輸出可能との調査結果がでたので、試験的に実施するとある。険峻な地形から大規模な利用が困難であったが、幕末になると搬出路が整備され、上方への輸出も計画されたことが判明する。

③藩有林の管理と植林

宇和島藩は藩有林に御山・御手山・御用山・御留山などを設定し、山奉行や山方役・山番・植木方を置き木材の管理を行った。滑床の西、城下の東にあたる薬師谷上流の藤治駄場御山では、定期的な植え付け、大木・良木の保全、悪木の伐採を山番に管理させた。天保10年（1839）3月、藤治駄場御山内の杉の生育が悪く、これまで柱木などに払い下げ、残りも末枯になるので伐り払い、希望者へ山方役所限の払い下げにした（「自文政九年至弘化元年・御用場日記」『日本林制史資料』159頁）。檜は生育がよいので杉から檜に植え替えを進めると山奉行へ伺っている。同様の悪木払い下げは、嘉永5年（1852）10月、藤治駄場御山の悪木松、榎各1本が、「何の御用ニモ不相立木材」として、植木方嘉左衛門が伐捨を進言している（「自弘化二年至安政六年・御用場日記」『日本林制史資料』200頁）。そして安政4年（1857）9月には、定期的な植え付けが提案されている。

一近来梶・檜夥敷御仕成相成候間、跡御植付ノ儀モ御仕成ニ応シ、不絶御植付ニ不相成候テハ、往々御用御間欠ニ可相成候程モ難量、且又此度藤治駄馬御山梶・檜五尺以上ノ本数相改候処、梶千式百十本・檜四百四十二本有之、右様ノ大木ハ余程年数不相立候テハ、容易ニ出来不申候間、可相成御立置ニ相成候様有之度、且山林ノ儀ハ広大ノ儀ニ候間、右両條何等ト御規則不相立候テハ、御世話行届兼候儀モ可有之ニ付、左ノ通心付ノ俣伺出候間、御裁許被成下度旨、山奉行伺出、夫々付紙ノ通相心得候様申聞事（後略）

（「自弘化二年至安政六年・御用場日記」『日本林制史資料』219頁）

杉・檜の仕成が多いので、伐採後の植林を定期的を実施する、藤治駄馬御山の5尺以上の大木が杉1200本、檜442本、これだけの木を育てるためには長期間の育成が必要とする。別紙の「梶檜御植付御定格」によると、植付本数は1年1万5千本、面積3町7反5畝、1畝40本の計画である。詳細な現状把握と計画的な植林を検討している。

この藤治駄場御山の植林は、翌安政5年に宇和島藩を訪れた薩摩藩士田原明章も見聞している。

府下近辺諸山の良材目撃することを述ふ

藤治駄馬の杉林、是れ御山方と云役方より荒地にハ杉を栽へて、其入口にハ年号月日を石に彫刻して建て之れ有り、夫より奈良山及滑所（床）山古杉皆その栽付の次第を山涯に建てり、一日藤路駄馬に行きて其建たる石を觀るに、元文年間に栽付たるものと見得たり、目通り六七尺廻より以下なり（後略）

（佐田岬みつけ隊「宇藩出産考を読む会」編（2015）441-442 頁）

藩の山方が荒地に杉を植えて植林年号月日を石碑に彫り管理し、大木は120年前の元文年間の植林と判明するなど、宇和島藩の計画的植林の実態が判明する。

また台風などの大風により倒木となった木材は、積極的に被災後の復興に利用されており、弘化3年8月大風による御山の被害の状況が詳しい。

此度度々ノ大風ニ付、近辺御山倒木折木大図左ノ通ノ旨、右損木仕末方ノ儀ハ御船手並ニ御作事御用相成候分ハ、仕成ニ相成度、近来ハ松良木払底ニ候所、此度ハ大木数々相損、御船手極印松モ夥敷相損、可相成ハ御仕成置ニ相成度、其余ノ松大木分ハ、御領中網船数々破船ノ趣ニ付、願出候ハ、網船木被下置度、尤近年ハ御定モ有之一ヶ年ニハ掛ノ外ハ不被下候へ共、此度ハ非常ノ事故、不被下候テハ相成間しくニ付、可成右倒木ニテ渡方致し度、其余ノ損木ハ、役手へ被相任候ハ、望ノ面々願出候ハ、役寸限承置、元木代上納ヲ以被下候様取計度、此度ハ一統居宅破損多候故、取繕等モ木材払底高直難渋之趣ニ付、少々タリトモ右様致シ候ハ、御介抱ノ端ニモ可相成尤家具等ニハ不弁利ノ木伐ハ、船大工等夫々向々へ御払ニ致シ、或ハ入札、或ハ才運等ニ申付、其場所ニ寄不ズ不相成様取計度段、山奉行伺出候ニ付、承置候間、伺ノ通相心得候様、書面ニ付紙ヲ以申聞事（後略）

（「自弘化二年至安政六年・御用場日記」『日本林制史資料』177-184 頁）

近年松の良木はないが、大風により大木や御船手極印松が倒木となり、藩の船手や作事の御用に利用できる。また余剰は領内の破船や居宅破損の修繕に利用している。この時、滑床御山では、槻5本（目通3～5尺位迄）、榎母150本（同2～7尺）、松7本（同5～7尺）、桤50本（同2～6尺）の倒木の記録がある。他の御山の杉・檜・松に比べて、樹種が多様である。

このように宇和島藩では、山林を複数の区分の上、専門の役職を設置し、伐採と植林を計画的に実施しており、その成果が現在の滑床・目黒の山林景観を形成してきた基盤になったといえる。

（4）民俗学的側面よりみた山野の利用

前節までは古文書から林政をみてきたが、本節では民俗学の知見から山野利用を述べる。

1）藩有林

藩有林関係に、御立山、御山、御鷹山、御預山、年貢山、渡世山、控山、受山、留山、明山、寺社山の山名が表れる。はっきりした定義はできないが、表4-2-4にまとめた。藩有林は、薪を供給し、さらに建築材や船材等を供給する林や森である。家中も農民もここから調達した。場所は村から離れた奥山部分である。木材は他国に販売して利益を得るためのものではなく、藩内で必要なものをまかなうというものであった。また、日々必要な薪類は家中も村々も藩有林でまかなった。

山に生育する植物は重要度によって幾種類に分けられる。まず、マツ、スギ、ヒノキ、クスノキ、モミ、ツガ、ケヤキ、キリなど重要木は、御用木の刻印を打たれ、保護された。次いで、その他の樹木は、雑木として薪炭用に自由に伐採された。柴木は灌木で枝は燃料に葉は肥料に用いられた。枯れ木は燃料用となった。草は肥料用である。枯れた松葉や松枝、松の根は大切な燃料である。柴木、枯れ木、草は自家用に限り、認められた藩有林で無償で採取できた。これらは除去した方が、樹木が育つこともあり、山の手入れにもなった。

雑木となると運上を払う場合が多かった。これは販売用の薪ともなる。雑木に混じって御用木の幼樹まで伐ってしまうこともあった。雑木の無断伐採は厳しくとがめられたが、柴木、枯れ木だけで燃料がまかなえないので、薪炭用に藩有林の雑木は毎日伐られていった。

御用木は植林でなく自然に生えたものを保護していくものである。したがって、数十年生育を待たねばならなかった。木材が不足せぬように常に管理がなされた。村々では、家の建築などで材が必要になると、申請して藩有林から払い下げを受けた。スギはこの地方では自然に成育するものではないが、代わりによく似た性質のツガが自然と成長するので、それを利用した。ツガが不足するようになると、スギがよく育つ谷間でさらに搬出に便利な場所を選んで、スギの植林が少しずつ行われるようになった。

運上を出させて山の立木を全て伐採させることもあった。これは明山、受山、年貢山と言われた。この場合、樹木は薪や炭焼用、漁網の染料の椎皮として売った。残らず伐って、焼いて畑にする場所もあった。数年すると作物は実らなくなるから後は、植生回復に任せておけば、自然と松林なり雑木林に戻った。

出入りを禁じた山もあった。これは、留山、鷹山である。留山は、御用木の生育を第一に考えた山で、全く何も取らせないほどではなかったが、最低限に留めた。また、鷹山は鷹捕獲のための山（山頂部）で、人を近づけぬことで鷹の繁殖を保護した。

材木、薪等山の資源は日々必要不可欠であった。しかし、一度採取すると数十年は待たねばならない。過伐は、材木の不足から始まり、さらに麓の水量の不足を招き、また大水での水の出を大きくする。このようなことから、治山治水、山林の計画的利用は藩の重要な仕事であった。山の状態を見極めながら、皆伐を認め農民の渡世をさせる山、柴木以下の無償採取だけを認める山、薪炭用に雑木のみ伐採を認める山、有用な御用木を育てる山、全く出入りを禁じる山、柴草山が不足した村に与える山などを決めていったのである。

享保4年（1719）には、現在の高月山、鬼ヶ城、三本杭あたりの深山の薪用途伐採（雑木）が禁じられたため、代わりに大窪平、成川平、若山平が認められている。これら 1,200m 級の山の頂きまで人々が日常的に利用していたことがわかる。

樹木は、伐採後自然に回復するのを数十年待つ輪伐法がとられた。主要材木であるモミ、ツガ、マツ、ヒノキは自然にまた育ってきた。しかし常に不足がちであった。宇和島・吉田両藩はイワシ漁業によって栄えたが、その為の船材料から漁具材料をまかなうための材を常に山に備えておかねばならなかった。本格的に植林が行われ出したのは幕末からである。

2) 民林

基本的に山は藩有であるが、草肥を得るために農民の利用権が強い山を民林と定義する。居林、自分林山、百姓山、入会山、野山の名があり、個人有か共有の別があった。明治時代になると部落共有林として地域の共有財産となった部分で、目黒村も広大な地域を得た。

表 4-2-4 藩有林種類

山 名	利 用 形 態
御山	広く藩の山を意味する言葉。雑木、下草、枯れ枝などの採取が場所を限って許される山である。宇和島城下では鬼ヶ城連山を御山と呼び習わした。
御立山	藩がスギ、ヒノキ、マツなど御用木の育成を図った山。これらの樹木の育成の為には下刈りなどが必要となるので、ある程度利用されたであろう。
御留山	宝暦6年から留山にした滑床が荒れ果てているという幕末の記録から、自然状態のままに留め置かれたと思われる。
御鷹山	鷹の捕獲のために出入りを禁じた山。
御頂山	家中や寺社に貸与して森林の保護育成を図らせた山。報酬として一定の材木を分け与えた。
年貢山	定められた年貢を納入した上で、マツや雑木の伐採が許された山。これらは販売用にもなったと思われる。
明山	年貢山、受山と同義。また、御山の内、雑木、下草、枯れ枝の採取に開放された場所の意味もあると思われる。
受山	年貢山、明山と同義と思われる。
渡世山	生活困窮者に伐採を認めた山。薪炭採取、焼き畑に利用させたとと思われる。終わると藩に返却させ、林に戻した。
控山	生活困窮に陥った村や庄屋に救済のために貸与する山
寺社山	寺や神社の所有する山林。自由伐採はできないが、寺社の維持管理に役立てたとと思われる。

民林は樹木があまり無くほとんど草山である。草山は春に火入れをして新しい草を茂らせる。柴山もあり、そこは灌木が茂り、若葉を田に踏み込んで肥料としたり枝を燃料にした。合わせて柴草山というが、ここには陽樹であるマツがおう盛に生える。マツは一部は御用木となって、自由伐採はできなかった。マツは燃料から材木まで幅広く利用された。

民林はほとんど個人所有でなく、村所有か村々所有である。主として田の肥え草、牛馬の飼料草を刈るところであり、樹木は不要な存在である。民林は、村や田の周囲の低い山部分にあった。草山焼の火は、火道を作って延焼しないようにはしていたが、奥山の藩林に延焼して、過料を申し付けられることがあった。また、山を焼くことによって、鹿、猪の住みかを無くして獣害を防ぐ必要もあったので、必要以上に焼いた。民林では樹木はマツ以外は不要な存在であった。

藩林を代表とする言葉として立山（御山）、民林を代表する言葉として入会山とし、利用形態を表4-2-5にまとめた。

3) 目黒の立山

吉田藩では、藩の御用をまかなう山を「立山」と呼んだ。『明治村誌』によると、目黒において、若山小屋ヶ谷他11箇所の立山があった。立山は、御船具、御館用材、民間の船材、建築材、細工材を手当てする山であった。山の管理、藩の御用材の伐採、は目黒村に命じられていたので、下刈りした雑木を下げ渡される等の報酬はあったと思われる。

また、農業に不利な土地なので、明山等を願い出て林業で補っていた。御用の木材を吉田まで運ぶのは、「目黒夫」という夫役で、農閑期の冬に領内各地から農民が集められ、延べ人数数千人がかかる大作業であった。目黒山形では、立山と柴草山の区分が明瞭になされている。

4) 藩政時代の林業

目黒の森林は、低地から、暖温帯林（シイ・カシ林）からモミ・ツガ林さらに冷温帯林（ブナ林）へと植生が移り変わっていく。滑床溪谷は江戸後期においては、良材があっても搬出の手間賃が高額となることから、留山とされていた。山頂部は鷹山として保護林でもあった。

目黒の山々は、吉田藩が必要に応じて木材を伐り出させたが、山を引き上げ、豊岡側に滑り落とさねばならず、参勤交代の船建造などでは、目黒夫といって、藩内の農民が総出で搬出するという大仕事であった。そのため、近代まで森林資源が残されることになった。

明暦3年（1657）、宇和島藩が目黒村に対して、「直粉拾万七千八百枚皆済之証」を出している。直粉とは、藩の役人が現地に出向き、指揮して調達したものである。粉とは、屋根や壁用の粉板（そぎいた）で、この大量の杣板は、同年、吉田藩を分藩したことによる陣屋の建設に使用されたのではないと思われる。粉板は、一般的には、スギを割って作られるが、この山系には当時は自生のスギはなかったようである。「もミ、とがを伐りて御役の粉は引き申し候」と目黒村庄屋兵左衛門が慶安4（1651）年に述べていることから、粉板にモミ、ツガを使用したことがわかる。

なおこの書状は、目黒村が入山禁止の御鷹山で伐採したとして、明山御取り上げの処分を受けたときの弁明書である。現在の藤ヶ生から尾根筋をのぼって、大成山、しりだか山、なめとこ山（現在の三本杭で皿山と呼ばれた）という一帯が、明山（伐採できる山）であったことがわかる。御鷹山は、青木勘左衛門御鷹山など峰の頂上部分であった。

表 4-2-5 立山と入会山の相違点

	立山（御山）	入会山
管 理	藩有であり、山奉行の管轄。 目黒村には山横目（農民）をおく。日常の見回りは村に命ずる。 伐採、搬出は農民の山役。	名目上は藩有であるが、実質は村有、私有。複数村入会の山もある。 明治以降、田畑に付随するものとして部落共有林となった。
利用法	・伐採後、自然回復をまつ輪伐法。江戸後期になると植林を始める。 ・雑木を薪として採取可（運上必要）。 ・渡世として、炭焼きなどを開放する明山等もある（運上必要）。 ・全く出入りを禁じる留山、鷹山もある。 ・家普請などの建材は願い出て伐採可。 ・吉田まで、材木を運ぶ目黒夫と言われる山役があった。	・春に焼いて新しい草を生やす。 ・灌木は、葉は肥料、枝は薪。 ・肥え草、牛馬の飼料、屋根萱、わらび等（食用）を採取。 ・陽樹であるマツが茂る。御用木とされたマツは伐採できない。 松茸も採取。
近代以降	目黒、滑床地区は国有林へ編入。国有林事業が行われる。	部落共有林として存続。 大正期に町有林や私有林に分割され、植林が行われる。

ツガのことを「とが」と書いてあるが、これは目黒の方言で、咎に通じることから、目黒では庭に植えるものではないとされた（『えひめの木の名の由来』1995年）。

マツは最も重要な樹木で、建築用、造船用、坑木、木炭原料、パルプ原料、松明まで用途が広い。昔の家の小屋組はマツである。枯れ枝、根まで利用でき、さらに松茸まで生える。薪炭のための広葉樹伐採跡や肥草の焼野跡に真っ先に生えてくる。土地の痩せたところでもおう盛に繁っていき、山の中腹から尾根筋が育ちが良い。ある程度育つと下に広葉樹林が育ってきて、マツの保護樹となる。最終的にマツは衰え広葉樹林の極相林となって、元の広葉樹林に戻る。スギ、ヒノキの植林地においても、それらの成育が良好でなかった林地では、侵入したマツを代わりに残した。四万十川流域は良質の松林が多くあり、重要な材木であった。これは、盛んに山焼きを行っていた証拠でもある。宇和島地方においては、海拔700m付近までマツが見られる。

その他御用木として伐採を禁じて育てた樹種は、キリ、ケヤキ、モミ、ツガ、クスノキ、キワダ、ガンピ、マツ等で極印を打って示したという。一方これらの樹木を育てるために、雑木を間引く必要もあり、雑木伐採（薪採取）と森林育成はバランスが難しいものであった。

5) スギの植林

スギはヒノキと共に、今日、人工林の主役であり、重要な樹種である。目黒、黒尊の山々では自生ヒノキが多く、目黒には桧山という山もあることから、ヒノキの天然林はあった。しかし、スギの天然林はなかったのではと推定される。また、わずかな自生地があったとしても中世以前に伐採により絶滅したと考えられる。目黒から黒尊越えの峠に大杉の峠という地名は残っているが、この地名は山論時には見られないので、後世の植林のスギであろう。

『宇和旧記』によれば、奈良山等妙寺に大きなスギの切り株があり、周囲は6間半、切り株に2間半をわたしてみると足りないというものであった。これは、戸田氏の時代、朝鮮出兵に際して、船材として伐ったものであると記している。朝鮮出兵に際して、神社仏閣の名木まで残らず切り倒して軍船を建造したという話が『清良記』にも書かれている。等妙寺の開基は、鎌倉時代末期の元応2年（1320）であるので、植えられたものであろう。

スギの古木は鬼北地方に存在しない。「老樹大木銘木調之件」（宇和島地方局蔵、明治45年）によれば、現松野町奥野川大本神社に樹齢150年、現鬼北町三島久保の三島神社に樹齢200年以上の2本のみが記載されている。三島神社のスギは現存する。これらも植えられたものであろう。

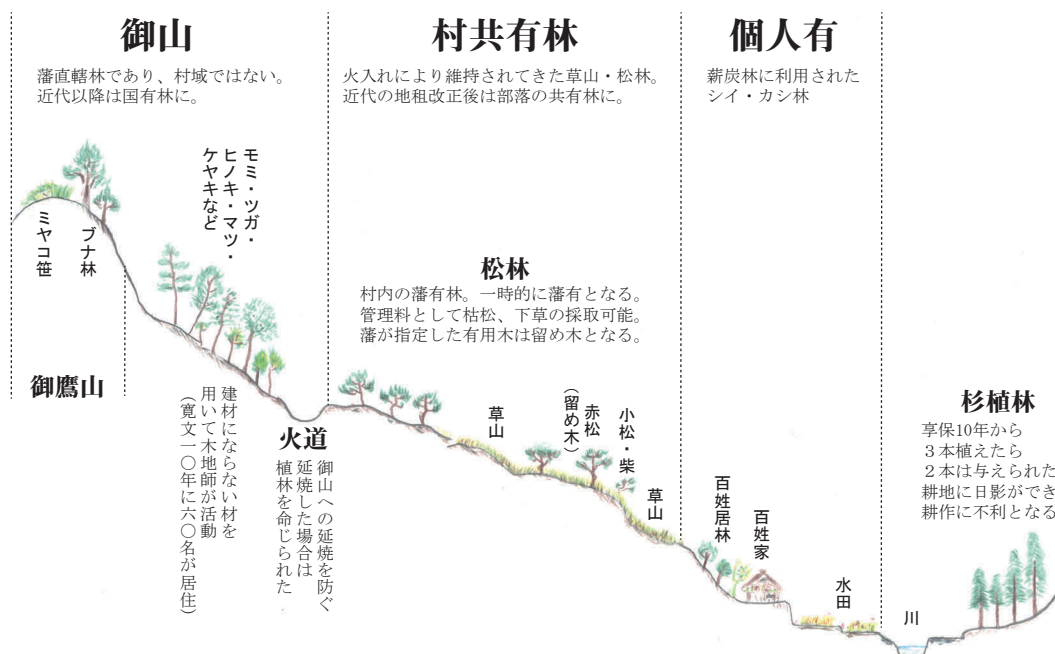


図 4-2-2 江戸時代の林制模式図

目黒の山向こうの黒尊神社には樹齢300年以上とも500年とも言われるスギの古木がある。慶長17年（1612）、この地に神社が勧請されていることから、その頃に植えられたものと推定される。

山論は、滑床溪谷のスギの伐採から端を発しているが、このスギは自然木ではなく、植えられていたものではないかと思われる。

享保10年（1725）、宇和島藩は植林を奨励し、マツとスギについては、3分の1を御用木として納め、残り3分の2は植え付けた者に与えるとした。これに該当すると思われるスギが、目黒隣村の富岡（宇和島藩旧富岡村、古くは檜谷村）にある。元庄屋杉本家が所有するスギで、屋敷のすぐ近くのスギ植林地の中に1本（推定樹齢250年）だけ残っている。まだ他にもあったが、戦時中に伐採されたと伝わる。

目黒村のスギの植林は、元文4年（1739）、目黒越え（現地蔵峠）に植えられたという記録がある（『善紀暦以来年代記』）。目黒村和霊神社の大スギは、杉本家のものと同等である。こうしてみていくと、鬼北地方のスギの大木はいずれも江戸中後期の植林と思われる。文化12年（1815）7月8日、目黒では大水害となり、西の川地区の井手は全て流されるという被害を受けた（『文化暦以来年代記』）。この復旧のために、藩より、長さ2間の杉、計47本を樋修理として払い下げを受けた。江戸中期からは、スギの植林は盛んになったと思われる。

6) 藩営造林

表 4-2-6 宇和島藩育成樹木

樹種	本数（本）
松	67,407
杉	5,067
楠	300
檜	200
桑	225
漆	108
桐	82
くに木	20
桜	8

『日本林制史資料徳島藩宇和島藩』（1930）をもとに作成。

享保12年（1727）、領内に植え付けられ、育っている木の報告（表4-2-6）がある。自然に生えて育つと言ってもよいマツが圧倒している。スギも植林されていることがわかるが、この頃は杉苗を山からとって移植するか、挿し木で増やす程度であった。本格的な植林が確認できる事例は、宝暦5年（1755）、宇和島藩の山奉行が商人達の協力を得て、藤治ヶ駄場（宇和島市大超寺奥の上）にスギの植林を行ったものである。現在も造林記念碑が残っている。天保11年（1840）の段階で、宇和島藩のスギ植林地は225町7反であった。藤治ヶ駄場の本谷のスギは、安政4年（1857）には、無類の良木に育っており、御用があっても伐らずに残すべきだと上申があった。この藤治ヶ駄場杉林は大正時代に伐採された。藤治ヶ駄場の他の場所のスギはまともに育たず、痩せ地に向くヒノキに植え替えがなされた。さらに宇和島藩は、嘉永、安政年間に若山（須賀川ダムの水源域で目黒の若山ではない）に大がかりにスギ、ヒノキを植林した。現在その一部（4.77ha）が旧藩造林展示林という形で残されている。その他、違反の罰則として木を植えさせたり、木を伐採したら跡地に木の苗を多数植えることを奨励している。

7) 滑床の交易路



図 4-2-3 万年橋の碑
天保11年（1840）。宇和島市指定文化財。

天保10年（1839）から、宇和島藩は滑床への道を整備した。野川から、梅ヶ成峠を越えて滑床に降りるものである。これは、土佐国幡多北部の産物を宇和島へ集めようと企画したもので、駄馬が通れるように広げ、石をしいた。費用は宇和島の商人達が出した。翌11年に完成して、滑床の万年橋のたもとに碑が建てられた（図4-2-3）。このルートは、道は急峻であるが、目黒から宇和島まで一日で2往復可能であった。また、この道は行商人も利用し、目黒へ生魚やいりこを売りに来るようにもなった。近代になると、目黒の小学生はこの道を歩いて修学旅行に宇和島へ行くようになった。大正時代、宇和島鉄道が松丸まで開通すると利用する人はいなくなった。

(5) 伊達家と鷹

1) 伊予国・宇和郡の鷹

中世における宇和郡の鷹については、嘉暦3年(1328)9月26日平家盛が大鷹の捕獲を高田八幡神社(宇和島市津島町高田)へ祈願した文書から確認できる(高田八幡神社文書、『予陽叢書 宇和旧記』上、1928年、119頁)。また緑(愛南町城辺町)には百合若伝説があり、「鳥の巢山」は百合若大臣の飼っていた緑丸という名鷹が出た山で、この鷹が落ちて緑丸宮となった跡があると記す(『予陽叢書 宇和旧記』上、90頁)。

宇和郡内にはハイタカを祀る神社がいくつか存在する。三浦東(宇和島市)の早鷹天神社には、永正2年(1505)、天文18年(1549)、元和4年(1618)の棟札がある(『予陽叢書 宇和旧記』上、143-145頁)。他に川之内(宇和島市三間町)の鶴鷹天神(『予陽叢書 宇和旧記下・吉田古記・宇和郡記』1928年、165頁)、清水(鬼北町広見町)の隼鷹天神(『予陽叢書 宇和旧記』上、233頁)の計3ヵ所に確認できる。このように天和元年(1681)成立の「宇和旧記」に、鷹やハイタカに関する伝承や神社がある宇和郡南部には、中世から鷹の存在が確認され、確保できる地域であったといえる。このことは、享保18年(1733)成立の鷹書である佐善礼耕「夜据物語」の「鷹鶴名称」に、「奥ノ巢トハ奥州鷹ナリ、唐轡トハ甲州鷹ナリ、蒼鷹ヲ日向巢ト云、鶺鴒ヲ丹後巢ト云、鶴ヲ伊予タカト云ハ、古来唱へ来レル也、其外日本ノ諸国鷹鶴ヲ出ス所多ク之有リ」とある(「夜据物語」国文学研究資料館所蔵)、奥州、甲州、日向、丹後に並んで、鶴を伊予鷹と唱えたとあり、全国的にもハイタカは伊予国が産地のイメージがあったと考えられる。

この宇和郡を含めた伊予国の鷹は進上にも利用されている。天文年間末～永禄5年(1550頃～1562)、室町幕府13代将軍足利義輝が河野通宣(伊予国守護家)に大鷹の礼状を出している(愛媛県歴史文化博物館所蔵、同編『瀬戸内ヒストリア』2019年)。また天正16年(1588)頃の豊臣秀吉から福島正則(伊予国分山城主)宛朱印状によると鶴2居進上とある。この時期、すべての鷹を一旦秀吉に上納する体制が構築され、日向、豊後、奥州が鷹の産地であったが、伊予も鷹が献上される地域であった(福田2018)。

2) 宇和島・吉田藩の狩と野始

①宇和島藩の鷹狩と留場

慶長20年(1615)成立の宇和島藩初代藩主伊達秀宗(藩主在任1615～1657)の出身である陸奥・仙台藩は鷹の産地であった。父伊達政宗は豊臣秀吉・徳川家康へ鷹を献上し、鷹好きの歴代藩主を持つ仙台藩伊達家では、多くの鷹匠たちを下級家臣である組士の1つとして組織化していた(堀田2018)。秀宗は、領内の鷹の留野や雉子捕獲など詳しく指示しており、当時の宇和島藩の鷹狩の実態が判明する。

鷹事は御身に申付候間如此申候、来村祝森迄はとめ野に申付候べく候、又三間川原測迄とめ野に申付候べく候、此外かき原高串津島松葉周辺は従当冬明候て、鷹つかはせ候べく候、直談可申候へ共先為心得申候、以上
雉とらせ候て上候べく候、土衆、又夫衆へも申付候べく候、尤蹄(わな)にてとり候へ由可申付候、来村柿原近辺には沢山に候、早とらせ候べく候、高串辺の庄屋共ニも申付候べく候、夫衆尤さぶらい衆の猟ずき衆へ申付候べく候、恐々謹言

初冬九日 秀宗花押

(高光村土居菅男氏所蔵文書、吉田繁「宇和郡史材」1937年)

秀宗の書状には、鷹に関することは宛先の人物(姓名不明)に任せ、城下南の来村・祝森、三間・広見川沿を留野にする、この冬が明ければ城下北東の柿原、北の高串、津島や宇和盆地の松葉でも狩を行うとする。雉子の捕獲は、猟好きの土衆や夫衆に、罾で行うよう指示している。また来村・柿原近くには雉子が多いので早く捕獲するように、高串庄屋への指示を命じている。おそらく家臣に対し、城下近隣と宇和、三間・広見川、津島を鷹狩の場に指定する意思を示している。

鷹の留野については、承応2年(1653)3月頃と思われる「鷹場留野並鉄砲停止所」がある(「宇和島叢書」桜田家

所蔵記録、伊達文化保存会蔵、『愛媛県史』近世下、381頁)。これによると、城下近隣：来村は城下より祝之森まで、柿原は城下より東横吹限、所は光満・高串庄屋居屋敷までとあり、他に八幡浜周辺、三間盆地、三間川・広見川流域、宇和の村々が指定されており、八幡浜以外は秀宗書状と同じ範囲といえる。

2代藩主伊達宗利の留野は、元禄5年(1692)9月「宗利公御代元禄五申九月被仰出候通、今度諸殺生御留場改被仰付帳」から判明する(伊達文化保存会蔵、『愛媛県史』近世下、435-437頁)。諸殺生停止場の内、「小鳥殺生四季共留」という禁猟地は、城下南の宮下・寄松・河内・稗田、東北方の中間・柿原・下、北部の須賀浦と、岩松川沿(岩渕、高田、岩松、芳原、磯新田)、僧都川沿(平城、城辺下原、上大道太場、広見)、田町川筋浜次川沿(五反田、矢野町、八幡浜浦、大平)、宇和郷中である。この時期、領内南部の津島、城辺も範囲に含まれた。殺生停止の鳥として、鶴・雁・鴨類・鷺類・鵲・鳳・雲雀・鴻・田嶋があり、狩の対象となったと考えられる。

鷹狩の鷹については、藩の各役職の職務規程(正保・慶安期(1644～1652)推定)に「御鷹一通り之御掟之事」という細則がある。

一、初鷹打申者ニハ銀子壱枚、二番鷹銀子貳拾目、三番鷹ニ銀子拾匁、郷六十右衛門、萩原仁左衛門指図次第可相渡事

一、山役鳥屋、壱ヶ所より壱居宛之事

一、鳥餌、餌指共手前々如定壱人一日ニ四居ツ、積り請取算用可仕事

一、土餌犬壱疋四拾居之積、是も拳請取判を付せ、払方算用可仕事

一、役鷹之外鶴上之者ニハ銀子積、書付ニ各判之事

一、大足緒 一、足革 一、指掛

右三筆ハ蔵小道具役人々其身切手ニ老中裏判を以請取可申事

一、もとおり買物使方其身切手ニ、老中裏判を以可請取事

一、鷹籠、郷六十右衛門、萩原仁左衛門方指図次第可調事

一、餌温炭、冬三ヶ月ハ一日ニ町升三升宛、代官手前々其身切手ニて可請取事

一、餌かうしハ切手番裏判ニて可請取事

一、鳥餅はかせ候儀、郷六十右衛門指図次第之事

右六ヶ条分、小川善右衛門役分

(「甲記録黒九号」伊達文化保存会蔵、『愛媛県史』近世下、373-374頁)

1条目の「初鷹打」の打とは、網を投げてとらえることで、鷹を巣鷹ではなく、網で捕獲した「網掛」と考えられる。2条目の山に設置している鳥屋は、1ヵ所につき鷹1居づつ差し出すということか、続いて餌が積算されている。後半は、大足緒、もとおり(鷹の足につける紐の金具、旋子)、鷹籠、餌温炭など、道具の調達方法である。

目黒山形にも多くの「鷹小屋」(部分3-5ヵ所、同4-8ヵ所、同5-1ヵ所)記載がある(「建徳寺文書」松野町教育委員会(2000)24-29頁)。また関連文書の明暦4年(1658)8月「目黒村山之境目御尋被成候ニ付而口書仕指上申御事」には、「青木勘左衛門殿御鷹山」が目黒の内であると、目黒村庄屋が主張しており、宇和島藩の鷹山があったことがうかがえる(「建徳寺文書」『愛媛県史』近世下、1988年、662-663頁)。

この鷹小屋は山の尾根に記されており、これは尾根越えする鷹を網で捕る「網掛」のための作業小屋と推定できる。網掛は、若鷹を網にかけて捕えて飼いならす方法で、七月から冬までの間に捕える(山本貴仁西条自然学校理事長のご教示による)。先ほどの「初鷹打」の記述と合わせると、宇和島藩の鷹の捕獲は、巣鷹ではなく尾根沿いの網掛による捕獲であったと考える。

②宇和島藩の野始と狩

宇和島、吉田藩伊達家では、正月3日に「野始」という藩主と多数の藩士が参加する狩猟・軍事訓練の年中行事があった。これは仙台藩伊達家で実施されていた行事を両藩が継承したものである。仙台藩では、藩主が重臣の拝謁を受けた後、「一騎打ち」という家臣の模擬戦を実施後、山中で雉子・山鳩・狐が狩られている（仙台市史編さん委員会編（2003）309-310頁）。また野始は「鷹野始」に由来し、近世以降、平時の備えとして武術訓練の位置づけが与えられた。

まず宇和島藩の野始・狩について、2代藩主伊達宗利と7代藩主伊達宗紀の事例をみていく。宗利の野始は、寛文4年（1664）正月3日、桑折宗臣（宗利弟、秀宗4男）の「文宝日記」によると、来村山で雉子狩があり昼過ぎに終了、午後菓園で御祝があり、御鷹の鳥鴨など獲物数が記され、4日には雉子を拝領している（篠崎（1992）30-34頁）。同様に寛文9、同11、延宝9年（1681）の記事も紹介され、「御鷹ハ大鷹出雲一居」と鷹の種類と名前が判明する。また狩の記録もあり、寛文4年6月22日、同8年8月19日福浦（愛南町）、同8年11月晦日、同9年正月11日宇和盆地、九島や妙典寺前で行われ、御鷹の鴨を拝領していることから鷹狩も含まれている（篠崎1992、39-46頁）。

7代藩主伊達宗紀の野始・狩は、文政7年（1824）正月3日、宗紀の藩主襲封の代始の野始の際、表四組が出勤し寛政8年御仕成（6代村寿代始）と同様に実施され、雉子・小鳥が下賜され、御謡初となった（『記録書抜伊達家御歴代事記』3、近代史文庫宇和島研究会、1982年、365頁）。正月9日には三間へ御殺生（狩）に赴き、帰りに吉田御在館（陣屋）へ立寄っている。文政9年正月3日の野始において、宗紀は三之丸に入り略式で行われ、衣裳は野袴、平常羽織で采幣を持参していた。同日、河内屋新田へ鷹2羽で狩を行い、所務の鳥を下賜した（『記録書抜伊達家御歴代事記』4、近代史文庫宇和島研究会、1983年、30頁）。また文政13年正月3日の野始も三之丸で実施され、正月26日には九島で両殿様（村寿・宗紀）同道の上、五色の梵天を立て壮年の者は全員従い、貝大鼓にて兎狩を行った（『記録書抜伊達家御歴代事記』4、73頁）。

この野始について、3代藩主伊達宗賛期の元禄13年（1700）正月3日記事に、仙台藩への問い合わせが判明する（『記録書抜』伊達文化保存会蔵、『愛媛県史』近世下、307頁）。この野始は、巳刻に出馬し未下刻に帰城、神尾帯刀・桜田数馬両組は坂下津山、桜田大炊・宍戸織部両組は陣ヶ森に位置し、追仕廻は御菓園であった。記事の後半に「今年方御長柄御鉄砲為持申様先達而被仰付候得共、仙台ヲ御聞合候処、近年被相止候由ニ付此方ニ而も相止」とある。今年から長柄・鉄砲を持たせようと指示したが、仙台藩に問い合わせると、近年中止したとのことで宇和島でも中止となった。野始の方法について、宇和島藩が仙台藩に準じた事例であり、制度・文化の伝播が判明する内容である。特に宗賛は、仙台藩3代藩主伊達綱宗の三男で宇和島藩伊達家に養子に入っており、他藩主と比べて仙台藩の動向に敏感であった可能性もある。

③吉田藩の野始と狩

吉田藩の野始は、参勤年・下向年ともに略式であるが、文政期にまとめられた同藩の先例記録『先知録』に詳しい（『先知録』吉田藩の古文書を読む会、2013年、12-14、52-53頁）。「御在府年之格」となった宝暦4年（1754）11月下向年の事例を中心にみてみよう。

列卒大將兼陣羽織騎馬	羽織野袴無馬
奥御物頭一人	表両組御物頭貳人
羽織野袴無馬	陣羽折股引
御目付一人	列卒奉行給人一人
羽織立付「仲ノ間ニ候ヘハ踏込」	
御徒士目付一人	下目付一人
	山伏一人

まず参加者は、列卒大將が参勤年（藩主不在）の場合は一門内から、下向年（藩主在国）の場合は奥物頭である。それ以外は同じで、表両組物頭・目付・列卒奉行の表給人・徒士目付・下目付・山伏の7人である。内容は、①列卒大將が雉子1羽を差し上げ、中番所で徒士目付が受け取り、それを陣屋出張の目付が受け取り御用場へ差し出す。その後目付が列卒大將へ雉子を下賜する。②参加者が広間に列座し、酒三献・肴一種鰯を下賜される。③列卒大將が雉子拝領の礼のため御用場へ出向き、月番老中が広間で列卒大將へ挨拶、その後参加者が退出する。④一門・家老中・中老中・用人中・奥表侍中・坊主が、広間へ飲のため出向き御帳に名前を記していく。

次に藩主の狩について、吉田藩陣屋には家中町に鷹匠町、獵師居宅はあり、鷹が飼養されていた（『愛媛県史』地誌Ⅱ南予、1985年）。また鷹狩を表す「鷹山」については、「鷹山之儀ハ定式ニハ無之候得共、御模様次第被仰付也、八月ニ入御野方御獵師共罷越候得共、前方用意等も有之ニ付、大抵六月中迄之内其段野奉行江申達之」とある（『先知録』72頁）。鷹山は定式ではなく模様次第で、8月野方・獵師に指示するため、6月中には野奉行へ達している。また藩主所務の鳥拝領の御札作法の様式があることから、藩主が鷹狩などで捕らえた獲物を拝領する機会があった。（『先知録』96頁）。領内へ狩に出た際の記録「御殺生御逗留御出先御定覚」には、「宝暦四成年十一月廿六日方中野中村江為御逗留御出被遊候節方御出向御仕法相改り左之通」として、「御前御鳥屋之儀ハ只今迄之通り」「御次雉子鳥屋之分ハ相応之古物此方方遣置申事」とある（清家金治郎編『屏風秘録（続）』1995年、5-7頁）。宝暦4年（1754）の中野中村（宇和島市三間町）への逗留に、「御前御鳥屋」と記載があることから藩主の狩であった。

（6）吉田藩と目黒

1）藩主の目黒順在

目黒村に接する富岡村（天明2年（1782）まで榎谷村）に設置された宇和島藩の榎谷番所の文書から、吉田藩と目黒のつながりを明らかにする。吉田藩主はたびたび目黒へ順在している。明和5年（1768）11月には、5代藩主伊達村賢（和泉守）が、遊獵を兼ねた順在で目黒へ向かっている。

和泉守様御遊獵旁之御順在ニ付、御出迎衣服尋遣候処、御番所返書左之通り

書状令披見候、然者来ル廿日比和泉守様為御順在目黒村方へ御越被成候旨為知有之由、其節御自分御出迎之義、麻上下着用可有之哉、又ハ袴羽織にて可相済哉之段伺被申越候趣令承知候、平服ニ而可相済候間左様ニ可被相心得候、恐惶謹言

桑折丹波

十一月十七日

大判

曾根伝左衛門殿

右明和五子十一月伺出候御返書如此ニ付、袴羽折にて吉野方より御越被成、前之川御渡迄役所ニ相詰川御渡上りより中石垣ノ下江出、土下座仕罷在候処、御駕戸開御披露有之候事、御往来共同前、尤目黒村より御帰被成候当日御若年寄衆為知飛札遣候事

（明和6年「御掟書并先年方之御裁許之趣写書」芝家文書4-3）

この書状は藩主出迎えの衣服の問い合わせであり、藩主が吉田藩領吉野村から目黒への通過の際、宇和島藩の番所役人は羽織袴にて土下座で出迎え、藩主は駕の戸を開いて通過している。

その後、寛政6年（1794）年10月には、6代伊達村芳（伊織）が目黒へ順在している。

一吉田伊織様御初入目黒方御順在御通り之節心得、寛政六甲寅十月十七日野本番右衛門控ニ委し、大図御通行御門内中段之所へ罷出御先へ参ル御徒名元聞ニ参リ名申述ル、前御通り之時分御駕戸開名披露有之御会釈有之時平

服、同十八日今日御帰り、尤御門外川渡作場道より吉野方へ御通行ニ付、家内ニ引込り居も如何故、昨日之所罷出控居向田町御通り過引、袴羽織

(「弘化三丙午九月朔日助役ヨリ榎谷御番所心得向控」芝家文書4-4)

伊達村芳の順在は寛政2年襲封後、国元への初入によるもので、10月17日番所を通過し目黒へ、翌日吉野へ向かい、前回と同じく羽織袴にて出迎え、藩主は駕の戸を開いて通過となった。つぎの文化6年(1809)11月17日は、7代伊達宗翰(紀伊守)と思われる事例である。

一若狭守様目黒村御順在ニ付左之通

御紙上拝見仕候、然者寛政六寅年十月中旬伊織様為御順在目黒方へ御出被成候ニ付、御番所野本番右衛門心得向先格詞(伺)出之上羽織袴ニ而御番所石垣中段江罷出平伏仕相勤候趣記録御座候処、向様御供御跡乗之面々通行之節下乗候義者記録無御座候、其後西河与兵衛在勤中文化巳十一月十七日紀伊守様目黒方へ御順在被成候節、御跡供御家老下乗可被致与存罷在候処、折柄留(雨)天故敷下乗無御座先格相弁不申前々記録も相分不申ニ付、早速御門支配衆江相詞(伺)候処、急之先格相知不申旨被申聞、其後未御否無御座候、若哉御通行茂候ハ、右御詞(伺)申上度奉存候、右之節御供中小笠乍冠相通り候趣伝御座候、右御尊答申上度候、并別紙之通御番所御痛等御座候ニ付、御繕願敷奉存候、此段申上度奉存候、恐惶謹言

(「弘化三丙午九月朔日助役ヨリ榎谷御番所心得向控」芝家文書4-4)

伊達宗翰は文化13年に藩主・紀伊守となり、前藩主村芳は若狭守であるため、年代が相違するが、目黒への順在が記録されている。この時には供の家老が雨天のため下乗せず先格と相違するのではないかと問題としている。最後に、嘉永2年(1849)2月11日、8代伊達宗孝(若狭守)の目黒村への順見である。

一嘉永二己酉ノ二月十一日若狭守様目黒村御順見ニ付、御門前御通り正月廿五日比当村庄屋より為知候ニ付、若党耆人、草履取耆人相雇其日差支無之様致置、前々吉田様御通り控見合相勤、御供乗輿之面々御行粧分下乗相分居不申ニ付、御門支配より伊織様御通時分吟味致申越候旨ニ付、相調候へとも記録無之ニ付、西河氏在勤紀伊守様時分申達候処、乗輿之尽通行致候旨被申越候ニ付、此度吉野御泊ニ而朝六つ半比、向作場道より川御渡り御門前御通り夕八つ半比御帰り、御通行両度共下小段ニ而相控名札差出ス、名披露御駕戸開平伏前之見合被勤事

(「弘化三丙午九月朔日助役ヨリ榎谷御番所心得向控」芝家文書4-4)

伊達宗孝の順見は、正月25日に庄屋より通知があり、番所では若党・草履取を雇用し、以前の吉田藩主通過の記録を点検している。吉野に宿泊した宗孝は、朝六つ半に番所前を通過し目黒へ向かい、夕八つ半帰路についた。この宗孝の順見に関しては、藩の若年寄武田伊豆信成から番所役人森岡万兵衛へ出された書状があり、吉田藩主通行対応の過程が判明する。

一筆令啓達候、然者寛政六寅年十月中旬頃伊織様為御順在目黒方へ御出被成候儀ニ付、其御番所野本番右衛門より心得向之儀先格吟味之上、羽織袴に而罷出致平伏候而可然哉之旨被伺越候ニ付、其通ニ而可然旨及返答ニ候趣ハ相分居候得共、右之節向様御供跡乗之面々通行之節、下乗ニ而通行いたし候儀ニ有之候哉、右之処当方ニ而不相分候間、其御番所旧記見合何等右様之控も有之候ハ、吟味之上早々否可被申越候、此段申達候、恐々謹言

武田伊豆

正月十六日 (印)

森岡万兵衛殿

一筆令啓達候、然者、若狹守様来月五日より為御順在目黒方江被成御出、其御番所御通行被成候間、此旨承知可有之候、右ニ付御供之駕乗之面々乗輿之俣ニ而可致通行候間、此旨も承知可有之候、此段申達候、恐々謹言

武田伊豆

正月廿六日 (印)

森岡万兵衛殿

猶以此間申達候趣有之、右返答之砌其御番所御取繕之儀被申出委曲令承知承置、則元ベ江申聞置候間此段序ニ申達候、以上

(芝家文書 6-9、91)

寛政6年の先例を調査し、服装や供の下乗などの記録の確認や承認について指示している。このように歴代の吉田藩主は領内順在の際に目黒を訪れており、特に5代藩主伊達村賢は猟を兼ね、目黒山が猟場であったことも判明する。

2) 目黒の御用

目黒へは藩主以外にも、吉田藩士が訪れることもあった。享和元年(1801)6月、番所役人二階堂長太夫の文書に藩士通行時の問題が指摘されている。

吉田御家中侍分并足軽等目黒村ニ御用ニ付相通候節、往来共、御番所へ一通相断可致通行筈之处、自然ニ者不届ニ而相過候面々有之ニ付、其節ニ相尋候得者不案内坏与申訳ニて断候ニ付、其通ニて相済シ候处、先達而山奉行之由白井六兵衛与申仁不相断通行ニ付、相尋候处、毎度より相届不成段下役ヲ以返答有之ニ付、則其後出勤之節鈴木忠右衛門殿江委細之趣相達候处、近々之内序次第吉田へ被懸合、以来者一々相断可致通行旨通達有之筈ニ返答被致候、此後逆も御心得ニも可相成候ニ付、右之趣御伝置申候、以上

享和元辛酉

六月 二階堂長太夫

(芝家文書 6-60)

この文書では、吉田藩の侍分や足軽が目黒へ御用で番所前を通行する際に、番所への断もなく通過しているのは不届である。山奉行白井六兵衛に理由を尋ねたところ、毎回未届であると回答があった。近日吉田藩へ掛け合い番所へ断を入れるように変更したいと記す。また天保14年(1843)頃の番所役人岡谷磐期には、「吉田家中目黒村より井川方并中見之類御門通行之節、名元等承り置可通旨、御門支配文通有之可見合事」とあり、目黒から吉田藩の井川方と中見役が番所前を通過している(「弘化三丙午九月朔日助役ヨリ榎谷御番所心得向控」芝家文書4-4)。同じ岡谷の代に、吉田家中の無切手通行が問題となる。

一筆令啓達候、然者先達而出勤之節被相伺候、吉田目黒村江相詰ヵ候中見役之面々其御番所往来之節通切手之儀申談候处、被相達候趣ニ而者、三拾ヶ年已前より無切手ニ而相済来候旨ニ相聞、大段外共違吉田御家中之儀、殊ニ他所出与申訳茂無之、御領分之内江致往来候儀ニ候得者、此節改切手為差出候ニも及間敷口上ニ而相断候ハ、名元等被相尋候上是迄之通無切手ニ而被差通可然与存候、御番所御聞合之儀ニ付心付被相伺候次第ハ尤之儀ニ存候間、已後逆も面体不被見知面々相断候ハ、名元等重々入念被相尋候上被差通度事ニ存候間、其旨ニ可被相心得、此段為承知申達候、恐々謹言

小嶋伊勢

十月七日 (印)

岡谷磐殿

(芝家文書 6-298)

番所役人が、目黒村詰の吉田藩中見役の番所前通行の際、切手について問い合わせたところ、30年以前から無切手の状態だと説明した。藩の指示では見知らぬ面体の場合は入念に調べるよう指示があった。以上は、目黒へ御用で往来する吉田藩士と番所間の通行時の確認が問題になっているが、その役職は山奉行、井川方、中見役と山川に関するものが多い。

参考文献

愛媛県歴史文化博物館 2000『武家文書目録』。

篠崎充男 1992『文宝日記を読む』、愛媛県文化振興財団。

佐田岬みつけ隊「宇藩出産考を読む会」編 2015『宇藩出産考』、町見郷土館。

仙台市史編さん委員会編 2003『仙台市史』通史編4、近世2。

福田千鶴 2018「豊臣政権期における鷹と鷹狩の位相」『織豊期研究』20、35～53頁。

堀田幸義 2018「仙台藩の鷹匠に関する基礎的研究」『鷹・鷹場・環境研究』2、17～37頁。

農林省編 1930『日本林制史資料』3宇和島藩、朝陽会。

松野町教育委員会編 2000『目黒山形模型並びに関係資料調査報告書』、松野町教育委員会。

第3節 歴史の育んだ目黒らしさ

伝承によれば、目黒地域への人々が居住するようになるのは中世後期であった。そのころには、現在の集落部分に相当するエリアへの居住がなされていたようである。また、この時期の人々の活動は、中世山城や石造物からも垣間見ることができる。そして、近世には集落部分にとどまらず、現在につながる景観や生業の基盤が形成された。

近世目黒村の生業の中心は水田耕作であったが、洪水や干ばつなどの災害のほか、冷たい山の水を田に引くために十分な収量を確保できない場合もあった。こうしたなかであっても、灌漑施設の整備を進め、近世を通じて生産高を増加させていった。

山林部分での生業は、里山にあたる部分と奥山に相当する部分で別々の展開を見せた。里山の民有林は近世末の段階で76.6%が草山で、22.5%が雑木林であった。草山は火入れを通して維持され、そこで採取される草は田畑に投下する肥料や牛馬の飼料、または茅葺屋根の葺材として利用されていた。雑木林は薪炭を確保する場であったと考えられる。

一方、民有林の外部に広がる奥山は、藩の管理下におかれた。近世の目黒村は当初は宇和島藩領であったが明暦3年（1657）に吉田藩に分知された。なお、滑床は宇和島藩領として継続された。吉田藩、宇和島藩のいずれとも管理下の森林を区分して異なる役割を与え、計画的な伐採と育林を実施した。

滑床とその周辺では近世中期には松などの薪炭材が宇和島城下での消費を見込んで採取されていた。しかし、城下町での消費は森林の枯渇を招いたようで、18世紀前半に一部の伐採が制限された。その際には、宇和島城下寄りの部分では伐採は許可された一方、藩主による鷹狩に使用される鷹を捕獲するための拠点である鷹小屋の周辺は伐採が禁じられ、鷹が生息できるような森林環境の維持が目指された。なお、藩主の狩猟に関しては、吉田藩5代藩主伊達村賢が猟と巡視を兼ねて目黒地域を訪れている。

藩が建材や船材に用いる御用木を育成する立山は、目黒地域に11ヶ所存在した。近世中期には藩の推奨を背景として、スギの植林が行われるようになっていった。

こうして仕立てられた立山の材木は、吉田藩の指示のもと「目黒夫」と呼ばれた百姓によって搬出された。彼らは目黒地域に限らず、藩内各地に居住する者であった。このような、集落・里山部分までは目黒地域の住民の生活生業の場であるのに対し、奥山は外部の者も含んだ生業空間であったという点は近代の国有林事業や現代の観光業などにも通じる点である。ただし、目黒地域の住民が奥山から締め出されていたというわけではなく、奥山の日常的な見回りは地域の住民が行っており、藩の許可を得れば薪や建材を採取することができた。

また、藩は搬出路の整備も行った。宇和島藩は、天保11年（1840）に滑床から宇和島城下町方面に通じる道を整備した。これによって、目黒地域―宇和島市街を1日2往復することを可能となった。大正期に宇和島鉄道が松丸まで開通するまで、このルートを紹介して宇和島から目黒地域に行商人によって鮮魚が運び込まれ、目黒地域の小学生が修学旅行で宇和島を訪れるなど、林業だけでなく生活を支える道としても機能した。

このように、近世の目黒地域では藩の影響下でさまざまな生業活動や景観構成要素が成立した。集落、耕地、里山、奥山という目黒地域のゾーニングとそれに即した生活・生業の骨格は、近世を通じて形成されていき、後述するように近代・現代においても継承されていった。

そして、目黒地域の景観構成要素として存続する城跡や寺社、もしくは石造物や仏像などは、こうした中近世の歩みを静かに、しかし雄弁に物語る。第5章で述べる目黒山形以外にも、さまざまな要素が目黒地域の歴史的連続性を今日に伝えている。